

6月14日（第5日）

議事日程 (第5号)

令和6年6月14日(金曜日) 午前10時開議

(開議)

○ 諸報告

- 1 発言の訂正について
- 2 陳情の付託について

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 議案第70号 | 北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| 第2 | 議案第71号 | 北九州市市税条例の一部改正について |
| 第3 | 議案第72号 | 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第4 | 議案第73号 | 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について |
| 第5 | 議案第74号 | 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について |
| 第6 | 議案第75号 | 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について |
| 第7 | 議案第76号 | 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について |
| 第8 | 議案第77号 | 北九州市火災予防条例の一部改正について |
| 第9 | 議案第78号 | 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 第10 | 議案第79号 | 市有地の処分について |
| 第11 | 議案第80号 | 市道路線の認定、変更及び廃止について |
| 第12 | 議案第81号 | 水道工事の一時中止等に伴う増加費用に関する和解について |
| 第13 | 議案第82号 | 令和6年度北九州市一般会計補正予算(第1号) |
| 第14 | 議案第83号 | 令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算(第1号) |
| 第15 | 議案第84号 | 令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算(第1号) |
| 第16 | 議案第85号 | 北九州市副市長の選任について |
| 第17 | 議案第86号 | 福岡県公安委員会委員の推薦について |
| 第18 | 議案第87号 | 北九州市固定資産評価員の選任について |
| 第19 | 議案第88号 | 北九州市農業委員会委員の任命について |
| 第20 | 議員提出議案第17号 | 北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について |
| 第21 | 議員提出議案第18号 | 少人数学級の推進、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に係る意見書について |

- 第22 議員提出議案 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書について
第 19 号
- 第23 議員提出議案 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書について
第 20 号
- 第24 議員提出議案 選挙運動を妨害する活動に対する法整備を求める意見書について
第 21 号
- 第25 議員提出議案 地域における「こども誰でも通園制度」の拡充等を求める意見書について
第 22 号
- 第26 議員提出議案 地方財政の充実・強化に関する意見書について
第 23 号
- 第27 議員提出議案 下水道の維持管理・更新におけるウォーター P P P 導入に向けての丁寧な対応を求める意見書について
第 24 号
- 第28 議員提出議案 香害による健康被害の実態調査と実効性のある施策の推進を求める意見書について
第 25 号
- 第29 議員提出議案 地方自治法改正法案に係る国の補充的指示の慎重審議を求める意見書について
第 26 号
- 第30 議員提出議案 裏金事件の真相解明と政治資金規正法の抜本改正を求める意見書について
第 27 号
- 第31 議員提出議案 共同親権導入の撤回を求める意見書について
第 28 号
- 第32 議員提出議案 大阪・関西万博の中止を求める意見書について
第 29 号
- 第33 請願・陳情の継続審査について
- 第34 所管事務の継続調査について
- 第35 議員の派遣について
- 第36 会議録署名議員の指名

(閉 会)

会議に付した事件

- 日程第1 議案第70号から
- 日程第15 議案第84号まで
- 追加日程 議員提出議案第16号
- 日程第16 議案第85号から
- 日程第19 議案第88号まで
- 日程第20 議員提出議案第17号
- 日程第21 議員提出議案第18号から
- 日程第32 議員提出議案第29号まで
- 日程第33 請願・陳情の継続審査について
- 日程第34 所管事務の継続調査について
- 日程第35 議員の派遣について
- 日程第36 会議録署名議員の指名

出席議員 (57人)

1番	吉村太志	2番	佐藤栄作
3番	宮崎吉輝	4番	田中元
5番	中村義雄	6番	田仲常郎
7番	村上幸一	8番	井上秀耕
9番	戸町武弘	10番	香月均
11番	中島慎一	12番	渡辺研一郎
13番	日野雄二	14番	鷹木幸正
15番	西田一	16番	吉田隆治
17番	松岡裕一郎	18番	中島厚子
19番	渡辺修一	20番	富士川畑宣
21番	金子直樹	22番	木渡重正
23番	村上弘之	24番	成木下俊
25番	本田義智子	26番	成木下俊
27番	岡本眞智子	28番	木世良由美
29番	山本眞智子	30番	世森本由美
31番	三宅まゆみ	32番	森本由美
33番	河田圭一郎	34番	浜口恒博
35番	白石一裕	36番	奥村直樹
37番	大久保無我	38番	森結実子
39番	小宮けい子	40番	泉日出夫
41番	出口成信	42番	伊藤淳一
43番	高橋都	44番	伊藤永佑
45番	藤沢加代	46番	山内涼成
47番	荒川徹	48番	大石正信
49番	松尾和也	50番	有大田絵里
51番	篠原研治	52番	大井石仁人
53番	三原朝利	54番	大井上純子
55番	井上しんご	56番	村上さとこ
57番	本田一郎		

欠席議員 (0人)

説明のために出席した者の職氏名

市 長	武 内 和 久	副 市 長	稲 原 浩
副 市 長	片 山 憲 一	副 市 長	大 庭 千 賀 子
会 計 室 長	吉 村 知 泰	危 機 管 理 監	柏 井 宏 之
デジタル政策監	中 村 彰 雄	技 術 監 理 局 長	尊 田 利 文
政 策 局 長	小 林 亮 介	総 務 市 民 局 長	三 浦 隆 宏
財 政 ・ 変 革 局 長	武 田 信 一	保 健 福 祉 局 長	武 藤 朋 美
子 ども 家 庭 局 長	小 笠 原 圭 子	環 境 局 長	兼 尾 明 利
産 業 経 済 局 長	柴 田 泰 平	都 市 ブ ラ ン ド 創 造 局 長	井 上 保 之
都 市 戦 略 局 長	上 村 周 二	都 市 整 備 局 長	石 川 達 郎
港 湾 空 港 局 長	佐 溝 圭 太 郎	消 防 局 長	岸 本 孝 司
上 下 水 道 局 長	持 山 泰 生	交 通 局 長	白 石 基
公 営 競 技 局 長	春 日 伸 一	教 育 長	田 島 裕 美
行 政 委 員 会 事 務 局 長	小 石 富 美 恵		

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	岩 田 光 正	次 長	中 島 尚
議 事 課 長	木 村 貴 治		ほ か 関 係 職 員

午前10時00分開議

○議長（田仲常郎君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程に入る前に、諸報告をいたします。

大石正信議員から、6月10日の会議における発言の一部について訂正の申出がありましたので、議長においてこれを許可いたしました。

次に、陳情10件を所管の常任委員会にそれぞれ付託いたしました。

以上、報告いたします。

日程第1 議案第70号から、日程第15 議案第84号までの15件を一括して議題といたします。

各常任委員会での審査の経過及び結果について報告を求めます。

まず、総務財政委員長、2番 佐藤議員。

○2番（佐藤栄作君）総務財政委員会に付託されました議案5件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第70号について委員から、定額減税等だけでなく本市独自の物価高騰対策についても検討されたい等の意見がありました。

次に、議案第82号のうち所管分について委員から、高潮浸水区域に複合公共施設を建設した場合も補助金の対象となるのか、財政・変革局としても国にしっかり確認されたい。門司港地域複合公共施設については、市民にしっかり情報が届いていないため、親子観覧ルームなど新たな施設の魅力を視覚化してPRされたい。門司港地域複合公共施設整備に当たっては、高潮の状況を判断するカメラの設置など、消防局等と連携して事前の対策に取り組まれない。高潮対策として、門司港地域複合公共施設の周囲に臨時的な止水板の設置を検討されたい。市民の安全対策については、市が責任を持って実行されたい。災害対策においては、区の災害対策本部をつかさどる区役所が施設全体のリーダーシップを取られたい。市民が不安にならないよう、想定される事態にしっかりと対応しながら、市民の利便性を高めた施設整備に取り組まれない。地域の歴史を後世に残せるよう、遺構については生涯学習センターを活用するなど展示方法を検討されたい。門司港地域複合公共施設については、公共施設マネジメントの観点から、大規模改修費用も含めたランニングコストを算出されたい。門司港地域複合公共施設については、統括する部署が審議に参加されたい。門司港地域複合公共施設整備に当たっては、早期整備を望む声と遺構保存を望む声があるため、拙速に強行されないようしっかりと対話をされたい。門司港地域複合公共施設整備については、事業の執行権者である市長が、施設の必要性などについて市民や議会にしっかりと説明し、理解を得られるよう努められたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第70号、71号及び83号の以上3件については、いずれも全員賛成で承認

並びに可決すべきもの、議案第82号のうち所管分及び84号のうち所管分の以上2件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、経済港湾委員長、16番 吉田議員。

○16番（吉田幸正君）経済港湾委員会に付託されました議案3件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第79号について委員から、市有地の処分については、さらなる企業誘致に向けて実績を十分に広報されたい等の意見がありました。

次に、議案第82号のうち所管分について委員から、門司港地域複合公共施設整備事業のうち、港湾空港局庁舎の整備方法等について質疑があり、当局から、港湾空港局庁舎の整備については、現状施設の改修や空きビルへの移転なども検討した結果、門司港地域複合公共施設への移転が経費的に優良であると判断した等の答弁がありました。

なお、委員から、港湾空港局庁舎の移転については、停滞なく、安全で働きやすい環境整備に努められたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第79号については、全員賛成で可決すべきもの、議案第82号のうち所管分及び84号のうち所管分の以上2件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、教育文化委員長、44番 永井議員。

○44番（永井佑君）教育文化委員会に付託されました議案2件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第82号のうち所管分について委員から、国際スポーツ大会等開催事業等について質疑があり、当局から、パルクールは今後さらに人気が高まってくる競技であり、若者を応援するという本市の方向性にも沿っている。パルクール世界選手権の開催に当たっては、競技そのものを周知する取組とともに、組織委員会への若者の参加など、本選手権を通じて若者がチャレンジできる取組を検討してまいりたい等の答弁がありました。

なお、委員から、パルクール世界選手権の開催を生かし、本市におけるアーバンスポーツへの機運の醸成を図られたい。パルクール世界選手権が盛り上がるよう、周知方法を十分に検討されたい。国際スポーツ大会の開催の際は、市民が体感できる取組を実施されたい。市の予算を投入する以上、国際スポーツ大会名が北九州大会となるよう働きかけられたい。門司港地域複合公共施設が市民にとってよりよい施設となるよう事業を進められたい。門司港地域複合公共施設整備における追加発掘調査費は、文化財保護を所管する教育文化委員会で審議されるべきである。ホームページや市政だよりへの掲載などにより、遺構の重要性を市民に周知されたい。有識者を入れて発掘調査を実施されたい。適切な審議ができる形で予算議案を提出された

い。門司港地域複合公共施設の建設に当たっては、令和6年2月定例会における修正動議の趣旨を踏まえ、市民や議会への説明責任を果たし、しっかりと調査されたい。門司港地域複合公共施設に係る説明会の全市実施などにより説明責任を果たされたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第82号のうち所管分及び84号のうち所管分の以上2件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、保健福祉委員長、23番 村上議員。

○23番（村上直樹君）保健福祉委員会に付託されました議案5件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第72号について委員から、市立折尾保育所の移転等について質疑があり、当局から、子供や保護者への配慮だけでなく、地域にも開かれた保育所になるための機能を整えるよう準備を進めているところである等の答弁がありました。

なお、委員から、障害児等の受入れなど、民間保育所では難しい場合もあり、公立保育所は必要である。保育所の建て替えに当たっては、今後も施設の充実に取り組まされたい等の意見がありました。

次に、議案第73号、74号及び75号について委員から、保育所等に配置する保育士等の配置基準等について質疑があり、当局から、今後も国の動向を注視しながら保育士への支援策を検討していくとともに、保育士の働きやすい環境の整備を引き続き検討してまいりたい等の答弁がありました。

なお、委員から、これまで保育士確保の対策を行ってきており、今後の配置基準の改正においても直ちに保育士の不足は生じないとのことであるが、引き続き保育士確保の対策に取り組まされたい等の意見がありました。

次に、議案第82号のうち所管分について委員から、教育・保育施設への給付管理システムの導入等について質疑があり、給付管理システムの導入により、現場で働く施設職員の事務負担の軽減を図り、子供と向き合う時間をより多くつくれるようにしていきたい等の答弁がありました。

なお、委員から、システムの本格稼働までの間も、業務の省力化や簡素化の検討も並行して行われたい。システムの導入においては、現場の意見を聞いて負担軽減が図れるよう、柔軟な対応をされたい。産後ケア利用者の利用料減免については、令和6年4月1日に遡って適用されることもしっかり市民に周知されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案72号、73号、74号、75号及び82号のうち所管分の以上5件については、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、環境水道委員長、20番 富士川議員。

○20番（富士川厚子君）環境水道委員会に付託されました議案3件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第77号について委員から、マンションやホテルの防火対策について、屋内消火栓等の位置や取扱方法の確認が徹底されているか、いま一度検証されたい等の意見がありました。

次に、議案第78号について委員から、水道用水供給事業の拡大については、本市の余力を見ながらしっかりと進められたい。近隣市町における技術の継承のほか、災害対応についても支援されたい。市民に対する安全な水の安定供給や上下水道局の技術継承の視点を持って今後の中期経営計画を策定されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第77号、78号及び81号の以上3件については、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、建設建築委員長、40番 泉議員。

○40番（泉日出夫君）建設建築委員会に付託されました議案3件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第82号のうち所管分について委員から、門司港地域複合公共施設整備事業における発掘調査費等について質疑があり、当局から、現在の施設利用者の安全・安心を第一にという考えで総合的な判断を行い、本事業を進めており、遺構の取扱いは、教育委員会から補助執行を受けた都市ブランド創造局文化企画課が適切に対応している等の答弁がありました。

なお、委員から、2月議会の修正動議は、拙速な遺構の一部移築及び複合公共施設の建設に待ったをかけたものである。市民への丁寧な説明と、学術的に緻密な調査を行っていただきたい。複合公共施設の建設を進めるに当たって、部局間の連携を図っていただきたい。予算の審議を行うに当たり、適切に答弁できるよう、関係局としっかり情報共有されたい。公共施設の安全・安心のため、複合公共施設を速やかに建築していただきたい。複合公共施設の説明会の開催について、文化に関心のある市民等に対し周知を行う方法を検討されたい。除草予算の増額については、十分に活用して、市民の生活環境の整備に尽力されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第76号及び80号の以上2件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第82号のうち所管分については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）ただいまの各委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

ただいまから討論に入ります。44番 永井議員。

○44番（永井佑君）日本共産党の永井佑です。

全ての議員一人一人に問います。私たちは、このまま文化を壊し、歴史を壊す道を選んでしまっていていいのでしょうか。専門家の声を聞かず、広く市民に問いかけずに。

私は、日本共産党北九州市会議員団を代表して、議案第82号、令和6年度北九州市一般会計補正予算、議案第84号、土地取得特別会計補正予算に反対し、その主なものについて討論を行います。

5月21日、文化遺産に関わる九州近現代考古学談話会、九州考古学会、九州産業遺産研究会、建設史学会、考古学研究会、産業遺産学会、鉄道史学会、都市史学会、日本イコモス国内委員会、日本考古学協会、文化財保存全国協議会の11の学術研究団体、以下、11学会が、合同で、初代門司駅遺構の価値を記し保存を求める、初代門司駅遺構の保存を求める11学会合同要望書を提出しました。

11学会によると、初代門司駅関連遺構は、地域史を超え、日本史、アジア史、世界史の視点から、考古学、都市史、鉄道史、産業史、建築、土木などの幅広い領域に関わる特筆すべき価値があるとしています。しかし、その価値はいまだ十分に理解を得られているとは言えないと指摘しています。

また、今回発掘で姿を現した遺構は、近代海峡都市門司の誕生の瞬間を余すことなく伝えている。1、先行する都市集積のなかった場所において、港湾と鉄道という近代インフラを直結する形で成立した近代都市として、2、日本はもとより、東アジア、さらには世界につながる海峡都市として、この2つの局面を示す実物がほぼ完全な形で地面の下に残されていたことはまさに奇跡と言わざるを得ない。このかけがえのない遺構は、北九州市にとどまらず、日本、さらには東アジア、世界の近代に接続していく世界的な価値を有する遺産であるとも評価しています。

さらに、遺構群が保存された暁には、日本のモデル的近代都市の誕生を示す物証として国史跡に指定される可能性や、日本各地の他都市の近代交通遺構と一体的に日本の初期鉄道遺産として世界文化遺産として推薦するに値すると指摘されるほど歴史上類を見ない鉄道遺構です。これを受けて、多くの市民、市民団体による保存を求める署名運動も広がっています。

そもそも我が党は、高潮浸水区域のこの場所での防災拠点となるべき区役所建設に反対の立場であり、債務負担行為としての複合公共施設建設費122億5,000万円は、発掘調査が終わらず保存方法の議論もされていないのに、今議会での計上はあまりにも拙速です。施設の老朽化を事業の必要性に挙げていますが、これまで補修を怠ってきた市の怠慢の表れであり、市民の安全・安心というのなら改修は急ぐべきです。

改修15年後に、全ての施設建て替えが必要かどうか、人口や社会情勢も変わり、その時点で考えるべきであり、その建て替え費用と現在の事業費の比較は、意図的に122億5,000万円の事業費を小さく見せるものです。複合公共施設建設を進める補正予算を認めることは、有識者が

口をそろえて国史跡とも世界遺産とも言われる遺構を破壊することにつながり、議会の責任は非常に重く、歴史に汚点を残すこととなります。

さきの令和6年2月の予算議会で、我が党は、重要な遺構の適切な埋蔵文化財調査を行うことを前提に、修正動議に賛成しました。しかし、遺構出土後に行われた市民説明会は、5月29日に行われた事業説明会1度きりです。そこでは130人が参加し、遺構の価値について説明がされていない、現地説明会を何度もやってほしい、区民はほとんど何が出たのか知らないなど、本市の行政運営に疑念の声が数多く出されました。

今議会、発掘調査費用の予算が提出されたのは建設建築委員会です。当委員会での議論において、文化財保護に関する質問への答弁は都市ブランド創造局でないとできないことも浮き彫りになりました。

文化財保護を担当する教育文化委員会において、発掘調査範囲を決めた責任者は誰かと問われた際、市当局は、我々補助執行を受けております都市ブランド創造局、いわゆる教育委員会のほうで決定をしましたとの答弁を繰り返しています。にもかかわらず、発掘調査に関する予算が提出されていません。これではまともな予算審議ができず、市による説明責任は果たされていません。

さらに、発掘調査費2,850万円は、全体の2割程度、770平米の調査です。さらに、埋蔵文化財に関する知識を持つ専門学芸員の知見と経験の下、福岡県と協議を行ったとしていますが、専門家は、試掘トレンチの位置や明治期のものだけを調査対象としていることに疑問を呈しています。

修正動議文には、発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所では遺構の存在が確認された場合には適切な文化財調査を行うとあります。調査範囲は明治時代に限定せず、専門家の指摘する建設史全体の徹底した発掘調査を行い、専門家による検討委員会を設け、保存に関する検討を行う予算を組むべきであり、今回の発掘調査は賛成できません。

本市の文化財保護に関する事務について教育委員会が所管することは、文化財保護法の改正を経ても変わっていません。本会議で、1月25日の一部移築保存という方針決定のプロセスは市長、副市長、関係部局の話合いで決めたと答弁しましたが、教育委員会は参加していません。その上、議事録さえも残さないのは、行政の事務として、あり得ません。

補助執行を認めるに当たっては、まちづくりに関する事務との関連を考慮して、その事務を一層充実させるために必要かつ効果的と考える場合であり、1、専門的・技術的判断の確保、2、政治的中立性、継続性・安全性の確保、3、開発行為との均衡、4、学校教育や社会教育との連携の4つの要請への対応が担保されなければなりません。初代門司駅遺構は、門司港の歴史そのものです。政治的中立性や、学校教育や社会教育との連携という観点から、教育委員会の関与がないのは補助執行の趣旨を逸脱するものです。

専門的・技術的判断の確保について、本会議の答弁では、都市ブランド創造局には一般事務

員に加えて文化財について専門的な知見を有する学芸員が在籍する専門部署を有しているとのことです。しかし、補助執行をさせる最大の問題は、開発優先の市長部局に取り込まれてしまうということです。その中で、専門的・技術的判断ができません。

文化財保護に関しては客観的判断が求められることから、補助執行の条件として文化財保護審議会の設置が義務づけられていますが、本市の文化財保護審議会は建議することもできません。都市ブランド創造局長は、教育委員会と市長部局との適切な役割分担を図っていく流れと答弁しましたが、役割分担という表現は不適切です。遺構を残して活用するために、教育委員会と市長部局は連携を図っていくべきです。

文化財保護法の第1条では、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的にしているとされています。しかし、本市は誰の意見も聞かず、市長部局だけの判断で開発を優先し、貴重な遺構を破壊しようとする乱暴な文化財保護行政の実態を全国に知らしめることになりました。今すぐ立ち止まり、改善すべきです。

遺構とは、動かすことができない人類の痕跡です。昔の都市や建造物の形、構造を知るための手がかりとなる残存物とされます。今回発見された初代門司駅遺構は、北九州だけでなく日本の近代遺構の形成過程をも知る手がかりとなるものです。だからこそ、有識者や様々な学会が、国史跡級と、その価値を高く評価しているのです。

初代門司駅遺構の現地保存は、歴史に対する私たちの責務でもあります。よって、本市の文化財保護行政の在り方が大きく問われている本予算は反対するものです。

以上で討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）次に、56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）皆様こんにちは。村上さとこでございます。

議案第82号、一般会計補正予算のうち、初代門司駅鉄道遺構の取壊しに直結する予算に反対し、討論を行います。

世界遺産級の鉄道は、日本の宝、世界の宝です。しかし、1月25日、複合公共施設の建設を進めるとの市長の突然の独断発表から、十分に議論もなされず、今、遺構が取り壊されようとしています。初めから建設ありきの結論、徹底した市民軽視、議会軽視、法令、条例、規則違反の民主主義の冒とく、度重なる虚偽発表、虚偽答弁が繰り返され、法の精神を逸脱している実態が明らかになりました。不透明で強引な決定プロセス、遺構の価値も検証されず、発掘範囲や発掘時代にも何ら妥当性がありません。

本市は、政令市でありながら、国指定の史跡がゼロです。開発優先で、いかに文化財行政がゆがめられてきたかを物語っています。

今、本市の行政の在り方そのものが問われています。この予算を可決させれば、100年先、1,000年先まで議会の責任が問われます。負の歴史に武内市長の名を刻んでほしくはありません。

ん。

あえて、主たる問題点を述べます。

市長が専決規程に違反し、遺構の取壊しを決定。議事録も残さず、公共施設建設を決めた総合的な判断が今もって不明。文書管理規則に違反し、今も議事録がない。一部移築については、決裁文書も不在。議会や市民に説明もしないまま発表、マスコミに報道させ既成事実化させる手法。遺構出土前と後の時系列を曖昧にし、市民の声は十分に聞いたとごまかしている。文化財保護事務を所管する教育委員会の徹底した職権放棄と、開発を進める市長部局の越権行政。教育委員会から出るべき発掘調査費用が、開発を進める都市戦略局で予算化。6人の専門家全員が遺構の現地保存を主張するも、意見をねじ曲げて発表。議会は移築すらも要らないと言っているなどの虚偽会見。オープンな議論と言いながら議論をせず、都合の悪いときは非公開会見を行おうとする。世界史に残る歴史的遺構発見前と後ではフェーズが完全に違う、それなのに、さらに自然災害の大規模化、人口減、資材高騰の新たなフェーズに入っているにもかかわらず変わらない行政マインド。複合公共施設が建たないから文化財指定につながる価値づけはしないという趣旨の本末転倒な副市長答弁。県が再三にわたり、遺構を現地にどれだけ残せるかが大切、専門家の意見を聞いて調査するようにと助言したが、市が最初に行ったことは遺構の一部移築の見積りを取ることであった。ずさんな試掘、ドリル破壊のJ R立会い調査。専門家が口をそろえ、極めて不適切、不十分、お粗末、記録保存にも値しない、埋蔵文化財行政の根幹、遵法精神に関わる重大問題と意見を述べるも、県と協議したと強弁。しかし、県は協議も立会いも、調査報告書さえ見ていない。全部うそだった。公式に専門家意見を一度も聞かず、文化財保護審議会にすら諮問せず、審議会を形骸化させ、専門性を排除している。国際産業遺産保存委員会や史上初の国内11学会から保存声明が出ても、面会もせず回答もしない、徹底した学術軽視。実施設計は部屋名も平米数も完全黒塗り、材料単価や単価の県内比較、全国比較も全て黒塗り、正当な価格さえ不明で、議会で議論ができない。これらの問題はごく一部です。

今議会では、議員から、経済界からも建設の要望が上がり、建設で経済が回るとの意見もありました。あまりに拙速で強引な結論に、市民からは、建設会社が決まっているのではないかななどの疑念の声も届いています。疑惑払拭に向けた十分な説明を求めます。

以上、議論の継続を訴え、私の反対討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、55番 井上議員。

○55番（井上しんご君）井上しんごです。

私は、議案第82号、令和6年度北九州市一般会計補正予算に反対し、討論します。

北九州市のアイデンティティーは何でしょうか。まず、ものづくりがあり、人が集まり、よそ者同士が力を合わせて町をつくり、伝統の祭りを継承してきました。本市のアイデンティティーは産業です。長い眠りから目覚めた旧門司駅遺構は、まさに本市のアイデンティティー、

魂とも言えるものです。

武内さんが市長に就任して間もない4月の市政だよりで、市長は、挑戦する市政を進めると表明し、できない言い訳はしないと、職員を励ましています。私も励まされた一人です。しかし、今回の旧門司駅遺構については言い訳しか聞けません。

遺構については重要なもので、現地保存や複合施設との共存なども検討したが断念したということです。理由はお金、そして早期建設の声です。誰も複合施設は要らないとは言っていません。また、施設を求めている方も、遺跡を壊せとは言っていません。推進の方も保存の方も、どちらもそれぞれ必要性、価値を認めています。であるならば、共存についてももっとやれることがないでしょうか。

挑戦する市政とは、困難な課題に立ち向かうことです。今の完成予想図を見る限り、何の挑戦も要りません。鉄骨造りであれば、地面にくいを打ち込み、床部分にコンクリートを打った後、鉄骨を組み上げて、床と壁を造れば完成です。特別な技術は要らないでしょう。私も、クレーンの運転手として、こうした現場を見てきました。

しかし、遺構との共存や、少しでも遺構を残そうとすれば、挑戦が必要です。建築上困難な現場でもあります。NHKの番組、プロジェクトX～挑戦者たち～に描かれているのも、こうした困難に立ち向かう行政や企業や人々ではないでしょうか。

市長は、今年新年の挨拶で、物言わぬ大多数の方々、つまりサイレントマジョリティーの、そんな市民の皆さんの声なき声に応える市政を展開すると述べました。サイレントマジョリティーの対義語はノイジーマイノリティー、つまり物言う少数者です。たとえ騒がしい声であったとしても、市民の声です。

サイレントマジョリティーは、一部のクレーマーに振り回されず、物言わぬ多数のユーザー、つまり当社の製品を日常的に使っていただいているお客様のニーズをしっかりとつかむというビジネスシーンで使われるなら納得ですが、ある国家があり、批判している集団はあくまで少数者であり、我々が多数を代弁していると、国民を弾圧する理屈にも使われています。

物言えぬ少数者の声は誰が聞くのでしょうか。地元説明会で、小学生の手紙が読み上げられました。怒号の飛び交う会場は静まりました。その子の意見は、共存でした。

マジョリティーの代表は、私たち議員や市長です。選挙という特性から、定数1の市長は間違いなくマジョリティーの代表であり、議員も上から順番に様々なマジョリティーを代表しています。だからこそ、小さき声に耳を傾ける必要があるのではないのでしょうか。一人の小学生の背後にある多くの思いに少しでも応えられないかと思えます。たとえ難しくても、私たちがここまで頑張ったよとその子に言えることが政治ではないのでしょうか。大人の事情で言い訳しても、子供たちには通じません。

模型や3Dにして後世に伝えようという前向きな議論もありました。しかし、同じく3D展示をしている安土城や、天草四郎が幕府軍と死闘を繰り広げた原城でも、そこに本物があるか

からこそ、その展示や3Dが生きてきます。本物がなければ、その当時の息吹を感じることはできません。

プロジェクトX、私ならこういう未来が描けます。遺構が発見され、予算がない中、また、早期建設を求める世論の中、難しいかじ取りを任された市長。そこに一人の小学生から手紙が届く。市長は、遺構と施設建設との共存を決意し、前例を見ない難工事に挑戦することにした。建設を求める議会から不信任だと怒号が飛ぶ中、市長は県や政府に掛け合い、財源を捻出、地元を頭を下げて、共存案への理解を求めた。工事は、国内の技術の粋を集めて、とうとう遺構と共存した施設が完成した。あれから20年、門司港は国内外から多くの鉄道ファンが訪れる世界的な観光地へと発展した。これなら挑戦者として認められるのではないのでしょうか。

新入幕優勝した尊富士が、記録よりも記憶に残る力士になると言っていました。市長も、当選回数という記録よりも、市民の記憶に残る市長になってほしいです。そのことを訴え、討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

各委員長からの報告のありました議案15件のうち、まず、議案第70号から81号まで及び83号の13件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも承認並びに原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案13件は、いずれも承認並びに原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号について採決いたします。委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号について採決いたします。委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ただいまの議決により、陳情第187号及び192号については、不採択とすることに決定したものとみなします。

次に、お手元配付の議員提出議案第16号のとおり、議案第82号、令和6年度北九州市一般会

計補正予算のうち門司港地域複合公共施設整備事業に対する付帯決議が提出されております。

お諮りいたします。ここで議員提出議案第16号を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

議員提出議案16号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。36番 奥村議員。

○36番(奥村直樹君) ただいま議題となりました議員提出議案第16号について、提案理由の説明を行います。

本年2月議会において、令和5年度一般会計補正予算に対して提出された修正案が可決されました。修正案では、事業を進めるには市民や議会への説明責任を果たした上でとあり、説明責任を果たす前に門司港地域複合公共施設整備事業を進めることがあってはなりません。

市民や議会が判断するためには、遺構の価値についての評価結果やその保存方法の検討経緯などについても十分に説明を行うべきであり、今後の調査結果を含めて、門司区民に限らず、より広く市民に説明し、市民の意向を聞く機会をつくるべきです。

よって、今後も引き続き、広く十分な説明の機会を設け、そこで聞いた市民や議会の声を総合的に判断し、遺構の厳密な追加調査の結果を受けて適切な対応を行った後に予算執行することを市長に求めるものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長(田仲常郎君) ただいまから質疑に入ります。54番 井上議員。

○54番(井上純子君) それでは、議案第82号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち門司港地域複合公共施設整備事業に対する付帯決議について質疑いたします。

まず、この事業におきましては、令和6年3月定例会におきまして、整備事業の一部予算が計上され、そのうち一部移築予算2,000万円を取り下げる修正案がハートフル北九州から提出されております。我が会派は、この移築予算に唯一賛成の立場として、修正案に反対いたしましたが、賛成多数で修正案は可決されました。

私は、その際に、賛成の立場で討論を行いました。その理由として述べたことは、速やかに複合施設の建設を求めることには賛同いたします、しかし、施設建設予定地から出土した初代門司駅遺構の一部について追加調査費と時間をかけるにもかかわらず、結果として全て取り壊す方針に賛成できないという考えでありました。さらに、指摘した内容としては、移築費用2,000万円よりも高い追加調査費用をかけて、地上で一般展示されることもなく、取り壊せば、貴重な遺構を市民や子供たちが見る機会さえもなくなることを危惧したものです。今まさに現実になろうとしています。

非常に残念ではありますが、複合施設の建設は、門司区民の利便性の解消、施設の老朽化対策を優先すべきと考え、速やかな施設建設を求める考えに変わりはありません。

その後、市は説明責任として、建設予定の施設を利用する門司区の自治会など住民向け説明会やまちづくり団体など、合計11回の説明会を実施されております。議会においても、所管委員会で都度説明を行い、説明責任は十分に果たしてきました。また、必要な発掘調査においても追加で2,850万円も計上し、追加調査を予定されています。それとともに、建設計画を速やかに進めるために、今議会で建設費が計上されたところです。つまり、移築予算を取り下げさせた際の議会の要望どおりに市は真摯に向き合って対応しています。

そのような中で、今回の附帯決議は、速やかな建設計画を進めるための建設費用の補正予算において賛成するものの、予算の執行の前に条件をつける附帯決議であります。

そこで、2点伺います。

まず、予定どおりに現計画どおりの場所に公共施設の建設を求める方針であるか、教えてください。

2つ目に、この附帯決議の文中には、遺構の厳密な追加調査の結果を受けて適切な対応を行った後に予算執行することを求めるとしています。これまでは、追加調査と記録保存と表現されていましたが、今回初めて、記録保存ではなく、適切な対応と表現を変えています。この適切な対応とは記録保存という認識でよいのか、具体的に教えてください。

以上、第1質疑を終わります。

○議長（田仲常郎君）36番 奥村議員。

○36番（奥村直樹君）御質問ありがとうございました。

まず1点目が、予定どおりの場所でいいのかという質問でありました。

今回のこの提出させていただきました附帯決議案の中には、場所のことはもちろん触れておりません。予定どおりもちろん進めていくことになると思っておりますが、例えば新たに何かこの後調査によって発見されたとなった場合には、それはそのときにまた判断することになると思っております。建設建築委員会のほうで都市戦略局にも確認をさせていただきましたけれども、何か重大な発見があった場合というのは一旦事業は止めることになるという答弁をいただいておりますので、それはそのときにまた判断をすることになるのではないかなと思っております。

それから2つ目の、厳密な調査についても、今と同じでございますけれども、もし調査の結果、何か発見されたのであれば、それは対応が必要になってくるのではないかなと思っております。ですので、それは今の段階で何が出るのか分からないので、どんな適切な対応かという具体的なことは分かりませんが、それはその結果次第と考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）御答弁ありがとうございました。今、適切な対応を含め、建設予定地も

出土する内容によっては分からないという説明をいただきました。

今まで、2月定例会の修正案のときの提案理由に、記録保存という言葉にこだわっていたんですけども、この記録保存というのは文化庁のホームページにありまして、文化財保護法としては、できる限り保存に対して努力しなければいけないんですけども、やむを得ず遺跡を現状のまま保存できない場合には事前に発掘調査を行って遺跡の記録を残すこと、これが記録保存と記されています。

ということは、出てくるものによっては記録保存でなくなる、2月定例会で示した方針とは変わるということでしょうか。

○議長（田仲常郎君）36番 奥村議員。

○36番（奥村直樹君）特に変わっているとは思っておりません。今言ったように、結果によって変わることはあり得ると。そのために調査をしていただいていますので、もちろん何が出てくるか分からない、それは建設建築委員会でも答弁いただいたとおりで、今の段階で何が出るか分からないのに記録保存のみでいくというふうに決定するとは思っておりません。求めたのは確かに記録保存であります、出てきたものによっては変わるということはあると思っております。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）ありがとうございます。出てくるものによっては記録保存でなくなる可能性があるということをはっきり答弁いただきました。

次に、質問させていただきます。

これまで、最終的には速やかな建設計画を進めるという着地の提案理由でありましたので、これは私も皆さんもゴールは同じであったと思っています。だから、今回の建設予算案に、今回の附帯決議を出されたハートフル北九州の皆様も賛成、予算案に賛成をされていると思うんですね。

しかし、今回の建設計画のスケジュールを確認したところ、事業費が高額になってくることから、国のルール、WTOにより、予算可決後に5か月間必要となり、12月に契約案が出た後に2月議会でこの契約を議会に諮り、3月にやっと本契約になるということなんです。つまり、少しでも遅れると、債務負担行為は当年度中に契約しなければ無効となりますので、そもそもこの補正予算案の意味がなくなるのではないかと思います。

待たせる理由として、適切な対応がこれだけ不明確なもので、予算をそれで執行するというのは、この補正予算案を可決することに矛盾すると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田仲常郎君）36番 奥村議員。

○36番（奥村直樹君）おっしゃるとおりだと思います。今回賛成しておりますので、我々も、スケジュールどおり、予定どおりに進んでいった場合は速やかに進めていただくことを最初から求めています。

なので、今回も、予算は幾つか種類があると思っています。例えば、今おっしゃったように、入札の公告の手続というのは早く始めなければ、年度内に契約ができずに、また最初からやり直すと、これで大幅に遅れてしまうことは分かっております。ですので、この期限の限られたものというのは進めるべきと思っていますので、今回賛成をさせていただきます。入札の公告に関わる手続は速やかに行うべきと。ただし、もちろん先ほど言ったように、何か中身、調査によって出てきたものによっては一旦止まることがあるということは先ほども何度も申し上げていますが、建設建築委員会でいただいておりますので、もちろんそういったこともあると思っていますが、何もそのときに止めるようなことがなければ、逆にここで入札の公告の手続が遅れることによって、その後、結果として速やかに進めるべきとなったときに進まないとなってしまうので、期限の限られたことは進めるべきと思っています。ですので、入札公告は速やかに行うべきと思っています。

例えばあと、事業用地の買戻しについても、もちろんこれも年度内にしなければいけないと思いますので、必要に応じて進めるべき、しかも金利のタイミング等もありますので、そこも踏まえてこれは進めていいんじゃないかと思っています。ただ、例えば遺構に直接関わる造成ですとか、くい打ちの工事の準備、それに関わる構造物の撤去、そういったところというのはやはり遺構に直接関わる場所ですので、修正動議で上げさせていただいた説明とそれから調査、これが終わってから執行していただきたいと、それを求めている今回の附帯決議となっております。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）答弁ありがとうございました。

いまいち、予算執行を止めると、予算執行を待ってくれという条件に対して、このWTO、契約に関わる手続は先行していい、しかし、何か出てくるものによっては止めましょう。それであれば、年度内の予算執行が止まる可能性が出てくる。となれば、今回の補正予算案には反対すべきではなかったでしょうか、教えてください。

○議長（田仲常郎君）36番 奥村議員。

○36番（奥村直樹君）質疑いただいたんで、こういった形で深まって本当にありがたく思っていますが、先ほど言ったように、我々の会派も、複合公共施設はできるのならば早く進めるべきだという思いはあります。なので、先ほど言ったように、調査をしました、結果として特に何か止めるべき事由がなかったのであれば、その後、速やかに進めていただきたいと思っていますので、そういう意味では、公告の手続まで執行してはいけないとなってしまうと次年度になってしまうと。そういうことを求めているわけではなく、ただ、調査の結果、必要なことが出てきた場合というのは当然そこでストップがかかる聞いておりますので、そこで年度が替わる、もしかすると手続が遅れていくことはもちろんあると思います。それはそのときに、そこまでやって止めるべきことなのかという判断はやはりもう一度しなければいけないと思っています。

おりますが、可能性はあると思っています。ただ、今言ったように、結果として、調査が終わって説明がしっかり終わって進められる状況になったというときに進められないとなってしまうので、入札の公告の手續等必要なこと、年度の時限の限られたものについては進めるべきということで、さっき答弁いたしました。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）ありがとうございます。予算案を可決する理由がいまいち分からなかったんですけども、ちょっと観点を変えます。

文案に、何度も今まで説明責任を繰り返し求めてきております。これまでの話を聞くと、遺構の価値を知らせる説明まで含めた説明会を今後求めているのか、その点について教えてください。

○議長（田仲常郎君）36番 奥村議員。

○36番（奥村直樹君）その点は当然求めています。この文面の中にも書いておりますが、遺構の価値についての評価結果、それから保存方法の検討経緯などについて説明をしてほしい、これは我々会派は最初からずっと求めているところであります。先日の議長、副議長の市長に対する申入れの中にも、遺構の文化財としての取扱いや一部移築の方針を決めた過程、そういったところも丁寧に説明してほしいと、そこと同じだと思っております。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）ありがとうございます。私も、遺構の価値を市民に伝えたい考えであります。ですから、移築に今まで賛成してまいりましたので、この説明会というのは今後も予算執行に併せて同時進行できるものだと思いますので、ここは私も求めていきたいと思っております。

ただ、補正予算案を可決して、この手續を、WTOを進めながら、何か出てきてはひっくり返るかもしれない、予算を止めるかもしれない、今回の議案に関してはそこを諮っているのではなく、何が出てきても建設を進めるのかという、それを諮った予算案であると私は考えていますので、以上の答弁の内容を聞きまして、やはり適切な対応が今回現地保存か全面保存か、もしくはこの建設予定地で建てないかもしれない可能性まで記された答弁でありました。そして、説明責任も、そういった全面保存に向けた遺構の価値を広げるのもであると私は理解しましたので、最終的なこの現地で建設を進めていくというゴールがずれているということが確認できました。それでありながらもこの補正予算案には賛成するという事は、市の事業において混乱を招くものであると私は理解しております。

以上、三原議員の討論につなげたいと思い、質疑を終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第16号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論に入ります。53番 三原議員。

○53番（三原朝利君）議案第82号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち門司港地域複合公共施設整備事業に対する付帯決議に対して、先ほどの質疑を受けた上での反対の立場からの討論をさせていただきます。

まず、今回提出されました附帯決議の中にあります、市民や議会への説明責任を果たす前に事業を進めることがあってはならないという文言についてです。

説明責任、今回提出された附帯決議についてはこの言葉が多用されています。説明責任という言葉は、この言葉を発する側、多くは議題に反対する側が、納得する結論にならない限り永遠に言い続けることができる巧妙な言葉であると感じています。説明責任、説明不足と言い続けるのは、プロジェクトの推進を足止めする常とう手段です。自ら望む結論に至らない限り、説明責任を果たしていないと言い続けるのは、国会の場でも既視感のある光景であります。

実際にこれまで、民主的プロセスである議会や委員会でもけんけんがくがくと議論をされてきました。経緯や経過も執行部から再三説明されてきました。市民の皆さんの代弁者であるはずの議会や委員会で幾度となく議論されてきたにもかかわらず、議員を推挙した市民の皆さんとも納得するまで直接議論をしないと説明したことにならない、幾ら経緯を説明してもまだそれ以外の事実があるはずだと言い続けるならば、議会の存在意義をも否定することにつながるのではないかと思うわけです。

事実として、これまで市民の皆さんや議会の意見をいただきながら、前北橋市長のプロジェクトを継承し、約10年の歳月をかけて丁寧に進められてきたこの事業です。延べ92回、286団体、1,805名との意見交換会を実施、パブリックコメントも2度実施されています。遺構の一部発見後も、議会での膨大な審議時間のほか、市民の皆さんにも直接、4月から門司区の自治会等に8回、これまでの経緯等について説明しています。そして、5月29日には広く一般の市民の皆さんに対してオープンの中で説明会を開催し、その内容もウェブサイトで公開し、その場及びその事後で出された意見等も公表しています。さらに、今後も数度の説明会等が予定されています。一体どこまでやれば説明責任というものが果たされたということになるのでしょうか。論点が堂々巡りしているだけでは、貴重な時間と労力がふいにされています。

私は、昼夜問わず作業をし、資料を作成し、何度も何度も同じような説明を強いられている市職員の皆さんの労苦にも思いを致すべきと感じます。与えられた時間の中で一定の説明を受けた上で、私たち議会は明確な判断を行い、市民の皆さんの不安をあおることなく、市民の皆さんの無用な分断を生み出すことなく方針を決定する必要があり、そうでなければ、どんどんプロジェクトが遅れる一方です。限りなく説明責任が不十分であると言い募り、それによりプロジェクトの遅れが生じることになれば、今回の附帯決議案の文面にもあります速やかに複合公共施設の計画を進めるべきという文言に矛盾しないのでしょうか。

そもそも、この速やかにという言葉は、一定の議論を行った上で早期に判断し、迅速に前に進めるということを含意しているものではないでしょうか。現在の施設に不便や不安を感じられている市民の皆さんのほうを向いて、予算案の議決に沿った速やかな執行を求めるべきと考えます。

続いて、説明責任を果たす前に事業を進めることがあってはならないという文言に加え、今後も引き続き広く十分な説明の機会を設け、そこで聞いた市民や議会の声を総合的に判断し、遺構の厳密な追加調査の結果を受けて適切な対応を行った後に予算執行することを求めるといふ、極めて抽象的な記載があります。特に、適切な対応を行うまで予算執行は認めないとありますが、先ほどの質疑にもありましたが、それは行政府の執行権を侵す可能性がある上、適切な対応の内容もいまだ不明確です。

適切な対応は、方針に反対する場合には、適切ではない対応ということになります。そうすると、結局は、執行を前提として提出された予算案には反対できないけれども、提出会派としての考え方や方針に完全に一致しない限り適切な対応とは言えない、ゆえに執行をすることができないという矛盾するようなことを意図されているのではないのでしょうか。

今議会に提案されました関連補正予算及び債務負担行為が可決成立すれば、執行部によりますと、令和9年度中のしゅん工が可能になると聞いております。逆に、現時点で必要な事業手続や予算執行に条件を付す、すなわち、これらのさらに動きを止めるようなことがあれば、予定されたしゅん工が遅れることとなります。ひいては、施設を待ち望んでいる市民の皆様の気持ちを踏みにじることにもなるんです。この重大な事態を十分認識された上で附帯決議を提出されているのでしょうか。

先ほどありましたが、今後の想定されるスケジュールについて、一昨日の委員会でも私は執行部に事実確認を行いました。今回の複合公共施設の建築工事費は約122億円であり、WTO案件となります。すなわち、国際ルールにのっとり、発注してから仮契約まで5か月の期間を経て、その後、本議会の承認を経て本契約の締結となります。それゆえ、今議会での予算の承認が得られれば、ようやく7月末には起工、5か月の期間を経て、最短でも12月末に仮契約、これは遅れる可能性もあると聞いております。そして、2月議会で契約議案の承認があつて本契約という、ただでさえ極めてタイトなスケジュールであると聞いております。

先ほどの質疑の中で、いわゆるWTO手続の執行についての予算については認めるというふうな御発言があつたと思います。なるほどと、全ての予算の執行を止めるわけではないというふうに私も確かに認識をいたしました。新たな価値ある遺構が出てきたりしたときに、そのときにまた判断をする。先ほども申し上げたように、もう立ち止まっている時間はないわけがあります。極めてタイトなスケジュールになっているわけなんです。

今年度中の契約ができない場合、法制度上、年度をまたぐため、債務負担行為が無効となり、結局、来年度の当初予算で改めて最初からのやり直しということにもなりかねないんで

す。すなわち、令和9年度しゅん工というスケジュールは実質的に不可能になり、仮の話ですが、しゅん工も1年近く遅れるということになってしまいます。これが本当に速やかな複合公共施設の計画を進めるべきという文言に合致するのでしょうか。速やかにというのは予定どおりということではないのでしょうか。令和9年しゅん工という、この予定に向けた複合公共施設の建設を進めていくことはできないのでしょうか。その点が明らかに論理的に破綻していることを指摘したいと思います。

改めて、今議会、委員会を通じて、統合される予定施設の老朽化の状況の説明を受けました。皆さんも御存じだと思いますが、数ある統合される施設の中で一番新しい門司生涯学習センターで築44年です。門司市民会館で築67年です。そのほかにも、54年、59年、60年、61年、そして、一番古い門司区役所庁舎に限っては築94年という状況です。耐震基準もままならず、空調も不十分な場所もあると聞いています。仮に複合公共施設の建設に待ったをかけて現施設の老朽化対策をすれば、別途50億円近くの予算が必要となるという概算も出ています。別途新たな予算をかけて現施設の老朽化対策をすることが、北九州の未来、市民の皆様の暮らしと安心にとって本当によいことなのでしょうか。

改めて最後に、さきの一般質問でも私は述べさせていただきました。文化、歴史というものは極めて重要なもの、その思いは全く変わっておりません。だからこそ、我々はいろんな思いを抱えながらも、2月議会において、一部移築移転ということに対して数少ない賛同者となりました。

ありふれた予算があり、ありふれた土地があり、そして、安心・安全の面からも建設が遅れたとしても何ら問題がないならば、先日も申し上げましたが、どんどん残せばいいと思いますし、遺跡を重宝すべきだと私は思います。しかし、そのような状況にないのは周知の事実であります。だからこそ議論になっているわけなんです。今こそ決断のときです。

以上より、複合公共施設の建設の大幅な遅れを生じさせる可能性が極めて高い今回の附帯決議には反対をいたします。終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

議員提出議案第16号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第16 議案第85号から、日程第19 議案第88号までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（武内和久君）ただいま上程されました議案について御説明いたします。

まず、北九州市副市長の選任については、副市長1名が本年7月4日に退職することに伴い、その後任として、議案に記載の者を選任するためのものです。

次に、福岡県公安委員会委員の推薦については、本市推薦の委員が本年7月7日に任期満了となることに伴い、その後任として、議案に記載の者を福岡県知事に推薦するためのものです。

次に、北九州市固定資産評価員の選任については、当該評価員が本年3月31日に退職したことに伴い、議案に記載の者を選任するためのものです。

最後に、北九州市農業委員会委員の任命については、委員のうち1名が令和5年10月6日に退職したことに伴い、議案に記載の者を任命するためのものです。

以上、上程されました議案について提案理由の説明をいたしました。よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（田仲常郎君）質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案4件について、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。

まず、議案第86号から88号の3件について、一括採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第85号について採決いたします。本件については、原案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成多数であります。よって、本件は、原案に同意することに決定いたしました。

次に、日程第20 議員提出議案第17号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君）議会改革協議会座長を務めさせていただきました宮崎吉輝です。

北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由を説明いたします。

このたび私が座長を務めました議会改革協議会は、令和5年3月の代表者会議で、設置することが申し合わされました。その後、市長が議員報酬見直し要請を公約に掲げて当選したことを議会としても真摯に受け止めなければならないと考え、令和5年6月の代表者会議において、当時の鷹木議長から、議員報酬についてを議会改革協議会の協議事項とすることについて提案がありました。

議会としては、執行機関を監視する役割として、市長が行う聖域なき行財政改革とはどのようなものか、また、市民にどのような影響があるのかを注視する必要があると、議員報酬削減の議論に当たって、市長が目指す聖域なき行財政改革を示していただく必要があると考え、その素案が示されたことを受けて、令和6年2月に第1回の協議会を開催いたしました。第2回、第3回の協議会においては、議員報酬についての各会派の考え方や意見が表明され、また、所属議員4人以下の会派から提出された意見等も踏まえ、座長案を提案し、このたび議会改革協議会において、議員報酬は令和6年7月1日から令和9年2月19日までの間、8%を削減することとするとの協議結果がまとまりました。

つきましては、この議員報酬の削減に関し、関係規定を改める必要があることから、この条例案を提出いたします。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。ありがとうございます。

○議長（田仲常郎君）ただいまから質疑に入ります。50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）皆様おはようございます。日本維新の会の有田絵里です。

会派を代表いたしまして、提出されております議員提出議案第17号、北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について質疑をいたします。

日本維新の会会派の3人は、議員報酬削減をするべきであると、ずっと訴えてまいりました。そんな中、初当選した新人議員5人で、市議会議員の定数及び報酬削減に関する決議案を提出しましたが、否決されました。その後、昨年の2023年に再度、市議会議員の報酬削減について早期に議論を開始する決議案を提出しましたが、これも否決されました。

その後、決議案を提出した少数会派の議員が参加できない議会改革協議会ではありますが、そこで議員報酬削減の議論を進めていただいたことに感謝を申し上げます。

北九州市議会基本条例では、市民との意見交換などを通じて課題の解決に取り組むこととあり、さらには、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとするとうございます。そこで、昨年12月議会で提出した市議会議員の報酬削減について早期に議論を開始する決議に対する質疑の際に、日本維新の会会派として独自に市民アンケートを取っていることをお示しいたしました。

その時点でのアンケートサンプル数は1,657件でしたが、その後もアンケート回収を続け、現在、3,392件のサンプル数となりました。独自のアンケートではございますが、小倉南区、

北区で広く実施しており、貴重な民意だと考えております。

その中で、議員報酬を今の金額よりも下げるべきであるという意見が81%でした。そのうち60.1%が、年収1,000万円から800万円が適正ではないかという意見となっております。

この結果を踏まえて、今回示されました8%の削減率ですと、年収は減ったとしても約1,300万円ほどであり、民意を反映しているとは言い難い数字になっているのではないかと考えます。

そこで、伺います。

今回、議会改革協議会からは8%と削減率が示されましたが、この割合を決めるに当たって市民の意見を聴取するような場をつくったのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

以上で第1質問を終わらせていただきます。

○議長（田仲常郎君）3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君）それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

独自にアンケート調査を行ったということでございます。

議会改革協議会はそもそも、議会運営委員会に委員を選出している会派、所属議員が5人以上の会派から、委員が幹事長を含め2名ずつ参加して協議をやってまいりました。我々4つの会派の議員も民意を代表した議員の集まりであり、その中で議論を深めてきたわけでございます。

削減率については、各会派からいろいろな意見がございました。3回に及ぶ公開による改革協議会議論を含め、打合せ会も含めやってきたわけでございますが、8%から最大10%という様々な意見が出された中で、座長としましては、まずは決めることを一番の目標として議論をさせていただきましたので、4会派での合意ということを一に考え、最も意見が多かった8%ということを座長案として提示させていただき、今回合意に至ったものでございます。

それから、各会派からいろいろな意見があった中で、今回の8%に根拠があるのかないのかということとはなかなか難しいと思いますが、私が行政事務照会で確認した結果、市長給与10%カットによる市長任期4年間の削減額は約840万円でございます。この削減額は、市長の退職手当を含む市長任期4年間の給与総額の約7.6%であるということから、あくまでもそれを一つの指標として8%削減というのが、今回、議会としての妥当な数字ではないかという根拠の一つということでございます。

○議長（田仲常郎君）5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）私から、アンケートについての分を補足させていただきたいと思えます。

まずは、アンケート調査をされたことに関しましては、市民の御意見を吸い上げるという姿勢には敬意を表します。私の家にも届きました。

内容は覚えていないんですけど、このアンケートというのは非常に取り方によって内容がが

らっと変わるものなんですね。多分、サンプル数の3,000を超えているというのは統計学的には意味があるんだろうと思いますけど、例えば私たちが議員としてどういう仕事をしているのかとか、それとか、よく議論に、今、給料のときに議論になります退職金がないことだとか、年金は国民年金で老後の保障が非常に弱いこととか、私たちが言われている年収は普通の人働いているいわゆる可処分所得のような自分で全部使えるものではなくて、その中から政務活動費とかでは足りない分を補填しているわけですね、事務所代とか人件費とか。だから、ある意味、売上げに相当するものなんですね。だから、普通の方の年収幾らですかということと私たちが頂いている年収というのは概念が違うわけです。そういうのをきちんと全部説明した上での判断であれば私たちも一定の理解は示しますが、その聞き方が違うことで、アンケートの意味は全く違うと考えております。

また、前回12月議会の際に意見書を出されていますけど、そういうお考えがあることを、一緒に議員報酬を減らそうと思われるのであれば、そういう提案をする前になぜ私たちに御相談に来ていただけないのかなというのは非常に不可解です。

私も以前、議員定数の削減をやりました。そのときは、まずは各会派の方に、こういうデータでこういう趣旨で議員定数の削減をしたいと思っております、御検討していただけないかということをして全ての会派に御説明して、3か月ぐらい御検討していただいて結果を下さいと。結果を聞いて、その中で賛同がいただけないということでしたので、直接請求という、1か月で5万人の市民の署名を集めて議案として上げるような方法を取りました。

民主主義の中で話を進めていくときに、12月のように何の説明もなく唐突に議案として上げる、打合せも説明もない、なかなかそこは、合意してくださいといっても、合意するプロセスとしても難しいと思います。ですから、今のアンケートの御意見も、御相談があつて今みたいなやり取りがあれば、そうですねというお互いの理解が深められて、じゃあこういう方向でやっていきましょうって議論が僕は始まるんだと思いますけど、なかなかそういうプロセスがなく、本会議でばんと上がって白か黒かと言われても、なかなか、うんと言いつらいというような見解もお持ちしています。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）まずは、この議員報酬についてしっかり議論した上で結論を導き出していただいたことに、こちらに関しましては感謝を申し上げます。そして、アンケートのことにしまして、御自宅に届いたということで、御覧いただきありがとうございます。

今の中村議員のお話の中にもございました厚生年金、あとは退職金のことなど様々、市長と議員とでは違う部分というのがたくさんありますというお話だったと思うんですけども、逆に、今回じゃあ報酬削減をするに当たって、そういった部分というのは継続というか、そこに関して変わらないまま、単に議員報酬だけが下がるというふうなことに今なっているんですけども、そこに関しましての理論整理というのはどのように行われているのでしょうか。

○議長（田仲常郎君） 5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）先に申し上げてなかったらいけないですね。私も提案者の一人ですので、答弁しております。

今回は、宮崎委員長が、先ほど御説明があったように、前鷹木議長から代表者会議を經由して依頼されている内容は、議員報酬のことということで限定して依頼されていますので、今回の議論では、その他の退職金とか年金の話とか、それは話し合う議題の外にあるという理解をされていると聞いております。

○議長（田仲常郎君） 50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）ありがとうございます。では、次の質問に参りたいと思います。ありがとうございます。

次に、令和5年3月の総務財政委員会で、市長の1割報酬削減について審議している際に、ある委員の発言で、私はこのことによって市のマイナスのイメージもあると思います、市長も歳費を削減しなきゃいけない、副市長も削減しなきゃいけない、議員にもそれを要望しなきゃいけない、ああこんなに北九州は危ないのかというマイナスイメージを抱く方もいると思います、また、市長選挙のたびに、10%割り引きます、20%割り引きます、30%削減しますというような候補が現れれば、それは政治信条ではなく、市民の方が一番分かりやすいところではありますが、耳触りのよいところだけで得票を得ようとするようになる可能性も、あしき習慣の始まりになる可能性も私はあると感じておりますとおっしゃる方も、今回の提出者の中にいらっしゃいました。

こういったあしき習慣の始まりになるのではないかと懸念点がある中、こちらに関しましてもどのような理論整理をなされたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（田仲常郎君） 3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君）御答弁申し上げます。

令和5年3月の附帯決議についてのお話だと思います。附帯決議を出した後、執行部からは、総務省からの見解で、報酬等審議会を経ずに時限的なカットを実施することは何ら問題はない、全ての政令市においても時限的なカットの際に報酬等審議会へ諮問した事例はない、条例改正の必要性は認められないというお話を受けております。特別職報酬等審議会条例の改正は行わないという説明を受けております。つまり、時限的な報酬削減については、議会の中の話は議会で決める、市長は市長の判断で議会にかけるという話になるんだろうと思います。附帯決議を出したことについての整合性はそれで取れているのではないかなというふうに改革協議会の中では議論したところです。

○議長（田仲常郎君） 50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）御答弁ありがとうございます。

今の御回答の中に、例えば、北九州は危ないのか、マイナスイメージを抱かれるのではない

か、あしき習慣が始まってしまうのではないかといった懸念点に関しての御答弁というのはなかったかと思うんですけれども、その部分についてはどのようにお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（田仲常郎君） 5番 中村議員。

○5番（中村義雄君） すいません、私も議事録の確認だけなんですけど、今御指摘のところは今回の議論の中に入っていないだろうと思います。今回はあくまでも、ミッションは議員報酬をどうするかっていうところがミッションですので、もちろんこれに関わるいろんな発言はあるんだろうと思いますけど、それを全部引き出して、それに対してどうかって議論はされていないだろうと思います。あくまでも北九州市議会の、武内市長のお話を受けて議論をまずスタートしようと、その議論をする中で減らしていこうと、減らすのには何%が適切なのかとか時期がいつまでいいのかという、その結論を導き出していくプロセスの中での議論ですので、今、有田議員さんがそれはどうなるのか気になるのはよく分かるんですけど、今回の議論の中にはそれは含まれていないということだと思います。

○議長（田仲常郎君） 3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君） すいません、もう少し補足させていただきます。

そもそも議会改革協議会に議員報酬の議論を当時の鷹木議長からしてほしいということで議題としてきたのは、昨年の6月の代表者会議において4会派の代表から、市長が行う行財政改革を注視しつつ、議員報酬については議会自ら検討を始めるべきであるという意見があったことを受けて、議会として、報酬削減についてどうするのか、期限はどうするのかという議論を始めたという経緯でございますので、こういった報酬削減ということがこれからも公約としてどんどん新たな方が出てくるということではなく、我々としては、行政がやっていること、そして行革の中身を踏まえつつ、報酬についての議論はその都度議論するかどうかの判断をすべきと考えております。

○議長（田仲常郎君） 50番 有田議員。

○50番（有田絵里君） 御丁寧にありがとうございます。続きまして、次の質問をさせていただきます。

我々日本維新の会会派は、冒頭お話ししたとおり議員報酬削減を掲げて当選している議員ですので、削減するに当たってどのような懸念点があるかなど、反対意見も様々いただくことがございます。その理由でよく伺うのが、報酬を下げることによって優秀な人材が政治家を目指さなくなるのではという議論がよく上がってまいります。この点に関しまして議会改革協議会では議論なされておりますでしょうか、教えてください。

○議長（田仲常郎君） 3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君） 4つの会派が集まって、改革協議会の中で議論しております。そのため、1つの会派からはそういった御意見も出ました。そういった意見が出たことはありますけ

ども、あくまでも今回改革協議会の中で議論したのは、まずは報酬削減を行うかどうか、そして、行うに当たって期間と削減率の議論でございます。今言われたような懸念点をおっしゃられる会派もおられたことは事実でございます。

○議長（田仲常郎君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）ありがとうございます。

それでは、その優秀な人材が政治家を目指さなくなるのではという懸念点に対してはどのようにお考えになりますか、教えてください。

○議長（田仲常郎君）3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君）申し訳ございません、改革協議会の座長として皆さんの声を代弁するというのはなかなか難しく、改革協議会の中で議論があった、その中にそういう声があったということだけの御説明にとどまらせていただきたいと思います。

○議長（田仲常郎君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）ありがとうございます。

それでは、今回議員報酬を減らすことによってどのような影響があるとお考えになりますでしょうか。

○議長（田仲常郎君）3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君）質問の趣旨があまりにも幅広く、影響というのは議員活動においてという意味なのか、市の財政の中という意味なのか、少し趣旨が分からないので、お答えできないのかなと思います。

○議長（田仲常郎君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）すいません、失礼いたしました。この議員報酬を削減することによってどのような未来像というか、北九州市に対する目指しているところ、そういったところを教えてください。

○議長（田仲常郎君）3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君）なかなかお答えが難しいんですけども、確認ですけども、今回、議会改革協議会から報告書が、ホームページにも各議員にも送られていると思います。見ましたか。読まれましたでしょうか。

○議長（田仲常郎君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）恐れ入ります、全て拝見しております。その上で御質問、すみません、私の質問の仕方が悪くて大変失礼いたしました。

今回の議員報酬削減をするに当たってどのような効果を期待して今回議員報酬削減に至ったかというところの部分を教えてください。

○議長（田仲常郎君）3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君）効果ということになるのか分かりませんが、各会派から、削減した

議員報酬分の使い方、使い道については様々な意見が出ております。それについては報告書の中に載っておりますけれども、少しお話をさせていただきますと、人材育成や子供たちへの本市の未来への投資に使ってほしいとか、今回の事務事業の棚卸しにおいて削減された私学助成や美術館、子供たちの体験学習等に充ててほしいという意見、それから、住民福祉の向上の一助となる使い方をしてほしい等、削減効果額についての使い方については各会派から意見が出たところがございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）すいません、丁寧に御答弁ここまでいただきましてありがとうございます。

議会改革というのは、北九州市議会基本条例の第2条にあるように、議会を取り巻く情勢の変化を認識し、不断の議会改革を行うこととあります。議員報酬も、まさに議会改革の大きな議題の一つだと考えております。議会を取り巻く環境というのは随時変わります。今後、議員報酬に関しては、随時議論をするべき項目ではないかと考えております。

今回、この議員報酬削減の条例改正の議論を契機に、今後もこの議員報酬に関しては議論を続けていくべきだと改めてお訴えさせていただき、以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田仲常郎君）進行いたします。54番 井上議員。

○54番（井上純子君）引き続き、自民未来の会派を代表しまして、議員提出議案第17号、北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について質疑をいたします。

この条例改正は、提案理由としまして、議会改革協議会の協議結果に基づき、令和6年7月1日から令和9年2月19日までの間における議員報酬の月額を8%引き下げるため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出するとされています。

まずは、議会改革協議会の皆様には、議員報酬削減について御英断いただけたことに、この場を借りて感謝を申し上げます。

今任期におきまして、私を含め議会改革協議会に参加できない少数会派の超党派で、議員報酬削減の必要性を訴え、議論開始を求めてまいりました。その都度、反対大多数で、議論の開始もかなわない厳しいものであります。

そのような中、16年ぶりの市長選に伴い、財政危機について議論がなされるようになり、市内市長のマニフェストに市長、議員ともに報酬削減を掲げたことは議論の後押しになったと考えています。

しかし、今回の報酬削減の条例案に対する提案理由に、議会改革協議会の協議結果に基づきとだけ記されています。議会改革協議会は、動画での配信もありません。ぜひこの場で、私たち少数会派は参加権もありませんので、また、議論を求めてきた立場でもありますので、この

議場において、この報酬削減の条例改正について合意形成に至った理由、経緯について説明していただきたく、質問させていただきます。

さきに質問されました日本維新の会の有田議員と重複するところもありますので、限られた部分を質問させていただきたいと思います。重なった部分もあると思うんですけれども、改めて削減理由について教えていただきたいと思います。

これまでの削減議論を開始できない理由としまして、武内市長の市政変革推進プランができてから、先ほどの答弁でもあったように、行財政改革の中身を見てからという言葉もありました。基本的に議員というものは、議会基本条例にあるように、議員というものは不断の改革を行っていくとありますので、議員のことは議員が、議会のことは議員が決めるものだと思っております。

そこで、伺います。

今回の削減理由は、財政健全化、市政変革の必要性を理解したものなのか、教えてください。

以上、第1質疑を終わります。

○議長（田仲常郎君）3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君）質問が多岐にわたっておりますので、答弁漏れがあった場合はまたおっしゃっていただければと思います。

まず、先ほども申しましたけども、議会改革協議会とは、議会運営委員会に委員を選出している会派、所属議員が5名以上から委員を2名ずつ選出しています。2名のうち1名は幹事長が就任することとなっており、各8名で構成し、座長は議長会派である私が務めさせていただいております。

改革協議会のメンバーは8名でございますけども、この議員報酬についての議論をするに当たっては、やはり改革協議会8人で集まって打合せをやり、様々な資料を取り寄せ、その資料の中身を議論しながら、そして、各会派に持ち帰っていただいて、また、そのメンバーの皆様方が会派の中の意見をいろいろ聞きながら取りまとめながら、そして、それをまた持ち寄って議論を深めるということを何度も繰り返してやってまいりました。ですので、改革協議会のメンバー8人だけで決めたわけではない。そのために、今回の条例案の提出者は正副議長を除く4会派の全員、つまり46名が提出者となっているところでございます。

また、おっしゃられましたように、少数会派の皆さん方は改革協議会の中のメンバーには含まれておりません。そのため、皆様方には報酬削減についてのお考えを聞くアンケートを行わせていただき、その報酬削減についての少数会派の皆様方の意見についてもしっかりと改革協議会の中では資料として参考にしつつ、先ほど提案理由にあったように8%、そして、市長の任期に合わせた削減となりました。

削減についてなぜ議論をすることになったのかというのは、これも繰り返しになりますが、

代表者会議において、市長が行う行財政改革を注視しつつ、議員報酬については議会自ら検討を始めるべきであるという意見があり、議長から議会改革協議会に対して、市長が行う行政コスト削減への市長報酬カットや議員報酬見直し要請などを受け、聖域なき行財政改革の断行を公約に掲げて当選されたことを民意と受け止める必要があるということで、4会派の意見を受けて議会改革協議会で議員報酬についての議論を行うということになったものでございます。

それから、財政健全化についてのお尋ねを受けました。

今回の削減は、議会としても、市長が行政コスト削減への市長報酬1割カットや議員報酬見直し要請など聖域なき行財政改革の断行を公約に掲げて当選したことを民意として受け止めることが必要と考え、議員報酬について議会改革協議会で協議を行うことを決定したものであります。その後、協議を経て今回の削減の合意に至ったわけでありますけれども、削減した議員報酬の使途については、改革協議会の報告書にも記載したとおり、各会派にそれぞれの思いや願いがあるものと座長としては認識しているところです。以上です。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）御丁寧な答弁ありがとうございます。できれば今回の対話が、やり取りが、この議論が今後につながるものでありたいと考えて、次の質問に移らせていただきます。

財政健全化を訴えて市長が自ら報酬カットをして、議会に対しても目線を合わせることを求めてきた、この要請があつて議会改革協議会で議論が始まったというふうに理解しています。そして、今回、そういった理由もあつてか、今回、削減の期間を市長の任期に合わせているということなんですけれども、市長の任期が終われば元の金額に戻るのか、また、市長がまた報酬カット、1割削減された市長が継続すれば、我々市議会も削減した金額を継続するのか、いかがでしょうか。

○議長（田仲常郎君）3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君）お答えさせていただきます。

減額期間が市長任期までになったのかについてですが、そもそも減額期間については、現市長任期までと、我々議員の任期、来年2月9日までですが、という意見が改革協議会の中でも分かれておりました、当初。座長としても、改革協議会として4会派での合意を目指すことを第一に考えて、最も意見が多かったのが、現市長任期までを今回座長案として提案させていただき、合意していただきました。

その後については、やはり今回の議会改革協議会の議論、議題の中には入っておりませんので、また、この報酬削減期間が、今回の条例改正による削減期間後については、そのタイミングでまた議会の中で議論をするのかしないのかというのはそのときの情勢でまた判断を、議員自ら報酬については議論するわけですから、そのときの情勢で判断することになるのではないかと思います。私としてはそれをどうこうすることはできないということであります。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君） 答弁ありがとうございます。今回の合意形成に至るプロセスだけは理解いたしました。今後の見込みについて、見通しについてはまだ分からないというふうに理解しました。

市長の考えと議会の考え、やはり対等で独立した立場であると考えれば、連動しなければいけないということは私はないと考えています。ですから、財政健全化に、市政変革に議会が理解するのであれば、例えばこの数値が、財政的な数値がどれくらい回復すれば報酬を上げようとか、また、財政数値が悪化すればもうちょっと下げたほうがいいよねとか、本当はそういった具体的に今回削減する理由が、自ら自律して、自分を自ら律した数値だったり理由があれば、今後また見直しの基準がはっきり示されるもので、建設的な議論につながっていくとは思ってはいるんですけれども、今回に関しては市長が要請したからにとどまるというふうに理解いたしました。

続きまして、ほかの質問をさせていただきたいと思います。

また、今後の見込みなので、もしこういった議論があったのかどうかも含め教えていただきたいんですけれども、我が会派はこれまで、議員報酬の削減の必要性につきましては、理由は財政危機を脱却するための財政健全化の手段の一つであり、議員の報酬額と人数で掛け合わせた議員の維持費が市民1人当たりで見ると政令市で一番高いということを指摘して、市民負担目線で少しでも平準化を図ろうという提案でありました。つまり、やみくもな政治信条ではなく、削減幅を競うポピュリズムに偏ったパフォーマンスでもありません。しかし、議員報酬は、先ほど中村義雄議員がおっしゃられるように、給与所得でもない上に、経費を控除されない個人事業主でもあるため、年収額よりも所得よりも実際に手取りが少ない現状があることも事実です。だからこそ、報酬削減幅だけでは解決できないものであります。

やはりいずれ、市民からも受ける声が多いんですけれども、報酬だけではなく定数削減まで、こういったコスト面で考えていくと、定数をそもそも下げることで必要ではないかという声もあるんですけれども、この報酬の議論の中でそういったことも含まれたか、あれば、分かれば教えてください。

○議長（田仲常郎君） 3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君） まず、議員報酬が高いということについての意見を述べさせていただきますけれども、改革協議会の中でも議論が出ましたけれども、議員報酬については何をもって適正と判断するのか明確な基準がない、そのため、他都市の政令市の報酬を参考として、議論の一つの参考、それは参考でしかないということでもあります。その中で、市民1人当たりで割り戻す方法は適切ではないのじゃないかということで議論をさせていただいておりました。

議員定数については今回の改革協議会の議題にはなっていないので、それについて深掘りをした議論はしていませんけれども、意見として、定数についても議論すべきではないかと委員の中から意見が出たのは事実であります。しかし、それが議題となったわけではございません。

ん。また、定数については私が座長として述べるべきことではないと。昨年6月1日の代表者会議においては議員報酬についてのみが議題と決定したために、協議会の中では深い議論はしていないということでございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）丁寧な答弁ありがとうございます。定数削減について言葉が出たというだけでも今後につながるものであると期待しているところです。

それでは、ちょっと観点を変えて質問させていただきます。今回の議員報酬削減に伴う条例改正におきまして、手続、プロセスについて伺います。

昨年の市長報酬カットの際に、いろいろな意見が飛び交いました。中には、北九州市特別職議員報酬等審議会条例の取扱いについて議論がなされました。これは、当条例の第2条において、特別職の報酬額に係る条例を提出する際には審議会の意見を聞くものとしています。この審議会というものが、市民から代表した有識者会議のような審議会の、市民の意見を聞くために設置されたものです。我々特別職、議員、市長がやみくもに上げたり下げたりするものを抑止する外部の有識者の審議会としているわけなんですけれども、これをすべきではなかったのかという意見もありました。

今回は審議会の意見を聞いたのか、もしくは、必要ないという理解でよろしいか、教えてください。

○議長（田仲常郎君）3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君）それでは、ただいまの質問にお答えします。

北九州市特別職議員報酬等審議会への諮問はどうかということでありました。

昨年の3月に附帯決議を出しております。その附帯決議の検討結果として、執行部からは、総務省の見解からも、報酬等審議会を経ずに時限的なカットを実施することは何ら問題はないと、全ての政令市においても時限的なカットの際に報酬等審議会へ諮問した事例もない、条例改正の必要性は認められないことから、特別職報酬等審議会条例の改正は行わないという説明を受けました。つまり、それを踏まえると、我々の報酬も時限的な削減であり、審議会への諮問は不要であるというふうに改革協議会の中では判断しております。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）ありがとうございます。

去年の3月定例会において、今おっしゃられた附帯決議を出しております。この条例の表現が、審議会を開く必要があるのか、諮る必要があるのか、明確に示されていないことによって混乱を招くとして、極めて不適當だという言葉まで附帯決議の文章にあるわけです。

ですから、明確にすることを強く求めた条例改正、条例改正を求めていたかと思うんですけれども、ここを明確に、今回総務省の説明を受けたということなんですけれども、これに関連して、この条例の改正は求めないと考えてよろしいですか。

○議長（田仲常郎君） 3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君）申し訳ございません、議会改革協議会ではそのことについて議論はしておりませんし、座長としてもその件について明言することはできないと思っております。

○議長（田仲常郎君） 54番 井上議員。

○54番（井上純子君）失礼いたしました。ありがとうございます。今回提出された議員の一部の方からそのような意見があつて、市長報酬カットの際には厳しい追及がありましたので、この場で質問させていただきました。

続きまして、今回、議会改革協議会の在り方について、先ほど中村義雄議員からも答弁いただいたんですけれども、議案になる前に話し合うことが必要ではなかったのかということなんですけれども、議案になる前に話し合うこの議論とは公開ですか、それとも非公開でしょうか。先ほどの答弁について伺います。

○議長（田仲常郎君） 5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）何をするにしても、何かする前に打合せっていうのはやっぱりありますよね。お互いに何か提案して変えようとか思うときは、私がこう思うんで、どうですかとか、やり取りとか、それを考える上で資料をどんなふうを集めましょうかって打合せ、それを公開でするんですかって話だと思ふんですよ。

例えば、井上議員さんも含まれた12月議会で出された市議会報酬削減について早期に議論を開始する決議についてと、超党派でやっていますよね。これを出すに当たって、当然ほかの党派の方と打合せをしていると思うんですよ。出しましょうとか、内容はどうしましょうと。じゃ、それを公開でするかって話なんですよね。

だから、一定のものに関してはもちろん公開でするべきものはあるけど、そこまでの準備の段階では当然非公開のものって当たり前存在するものだと私は思っておりますので、そういう意味で非公開の部分はあるということをお願いしたと。逆に、非公開で相談とか意見交換、やり取りするものをなしにして、いきなり公開でやると、それはもう何でそんな説明もないので、白か黒ですかと言われても、内容以前の問題として受け入れられないというところも感じております。

中身を充実してそれを実現しようと思うのであれば、意見交換、分かり合う作業というのが民主主義の中では恐らく必要。合意形成ですからね。合意形成は、公の場の合意形成もありますけど、公じゃない非公開の中の合意形成というのは必ず私は必要だと思っておりますので、ここで今回、議会改革協議会の公の部分と非公開の部分と当然あるのが当たり前だという意味で申し上げました。以上です。

○議長（田仲常郎君） 54番 井上議員。

○54番（井上純子君）答弁ありがとうございます。今まに行われている議論が何の打合せもなく中村義雄議員とさせていただいておりますので、まさに打合せがないからこそ活発な議論

をこの公開の場でさせていただいていると思っております。

実際に平成24年12月定例会におきまして、これは中村義雄議員の発言なんですけれども、平成24年12月に、我々、私はそのとき市議ではなかったんですが、実際に議員報酬を8%下げたことがあります。これは東日本大震災の復興に伴う全国的な報酬減額ではあったんですけれども、このときに議会改革協議会が非公開であったということを厳しく中村義雄議員が叱責されているんですね。

議員相互で活発な討議が行われることに努めるべきだと、議会基本条例でもそのように原則公開を定めているわけですね。密室で決めるのではないということを求めているんですけれども、それでは今回議会改革協議会において、今年になって初めて公開はされましたが、昨年において複数回行われた会議、それも市役所の職員、議会事務局の職員が議会棟の中で公的な場で開いた、そして議会改革協議会のメンバーがそろった会議、何ひとつ公開の会議と非公開の準備会の違いが全くないんですけれども、何をもって公開にすべき、非公開にすべきという違いがあるのか、ぜひ中村義雄議員にお聞きしたいと思います。

○議長（田仲常郎君）3番 宮崎議員。

○3番（宮崎吉輝君）まず、実際に協議会には中村議員は参加しておりませんので、今回の改革協議会の中において、公開による改革協議会は3回開催させていただき、そこではいろいろ議論をさせていただきました。公開で開催する前に、打合せ会を複数回行っております。その複数回行う打合せ会は、まず一番初めに行ったことは代表者会議、そして、議長から改革協議会に議員報酬について議論をしてほしいということが議題として出てきたわけですから、各4つの会派からの改革協議会の議員で、そういうテーマが改革協議会に議論のテーマとして来ましたよということ、そして、その議論をするに当たってどういった資料が必要だと思われるか、その資料を事務局に準備していただく、そして、その準備ができたならまた事務局からの資料の提供を受ける、そういったことで打合せ会、準備会を行ってまいりました。

つまり、その中では何も決定はしておりません。議論をするに当たって必要な資料、そしてその資料の説明、質疑等を集まってやっていたわけですので、何も決定はしていません。当然、議事録等もないという状況でございます。そして、そういった資料がそろい、それをまた各会派に持って帰っていただいて各会派の意見を集約していただいて、そして初めて、第1回の公開による改革協議会の中で、まずは1回目に、報酬を削減するというところについての各会派の意見をいただき、そして第2回目に、削減率、削減期間というふうにステップを踏んで、3回における改革協議会公開の場で結果を出したという過程でございます。私からは以上です。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）答弁ありがとうございます。

趣旨は理解したんですけれども、資料をそろえてもらう、議会事務局、公務員に資料をそろ

えてもらう、こういった方向性の資料が要るのか、やはりそのときの考えも十分今後の会議の方針に係る重要な発言が私はあったと思います。そして、議会改革協議会のメンバーが全員そろっていて、そして、議会棟で行って公務員も参加する。何が公開の会議か非公開の会議か、全く違いはないと思います。

先ほど中村義雄議員が、打合せと公開の議論の場の違いも言われていたんですけども、もちろん我々も少数会派で打合せはしてきております。ただ、そこに議会事務局の職員を同席させて資料を求めたりとか、そういったことは全くないですよ。本当に、別に議会棟じゃなくても、外でやってもどこでやっても変わらない。そして、公務員の在席なんて求めません。また、資料を求めることもありません。これがやはり政治活動、議員個人としての打合せだと私は考えておりますので、今後に向けて、議会改革協議会はそもそも議会基本条例でも何の規則にも記されていない、議会改革を行うための便宜的な組織、臨時的に我々がつくっている会議体でしかありませんので、実はこの議会運営委員会以外のメンバーというものは何の根拠もなく、我々は5人以上の会派から代表者を選ばなければいけない、8名でなければいけないという根拠は何ひとつない中で、勝手に言っている会議体でしかありません。だからこそ、せめて公開で、できる限り公開にしていくということは要望したいと思います。

しかしながら、今回はまず、今後起こり得る議論に、議会改革そして財政健全化に向けた第一歩であると、また、定数削減についても今後つながっていく議論であると期待して、今回の削減の条例改正案に賛成して、質疑を終わります。以上です。

○議長（田仲常郎君）以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第17号については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論に入ります。51番 篠原議員。

○51番（篠原研治君）日本維新の会の篠原研治です。

議員提出議案第17号、北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

私たち日本維新の会は、2021年の北九州市議会議員選挙で、声を高らかに議員報酬削減を掲げて当選させていただきました。

北九州市の人口は、1979年の106万人をピークに人口は減り続け、現在は91万人、2045年には77万人になってしまうという予測が出ています。人口が減ると税収が減ってくる、税収が減ると住民サービスの見直しを進めていかなければならない状態になっていきます。現に、北九州市公共施設マネジメント実行計画でも、人口減少や少子・高齢化の進展の中で都市の活力を維持し、子供や孫世代が安心して暮らせるように、公共施設の選択と集中を進めていくと示さ

れており、北九州市の人口減少や財政難の負担を北九州市民が負わされている状態です。

そんな中で、議員報酬が人口1人当たりの負担額で日本一高い北九州市はおかしいだろう、そんな思いです。これからもっと財政が厳しくなるであろう中で、市民に財政難の負担を負わせる前に、まずは議員自らが襟を正していく必要があると考えています。

日本維新の会が議員報酬削減を訴える理由は、主に3つです。1つ目は、選挙で選ばれた政治家がこれから改革を進めるに当たり、事業の見直しや統廃合を提案する中で、市民に御理解をしていただくことが難しい場合があります。そのようなときに、日本一高い報酬を頂きながら市民にお願いするのではなく、私たちも厳しい削減をしているので御理解していただきたいと覚悟を示し、市民と一丸となって北九州市の改革を進めていくこと。2つ目は、高過ぎる議員報酬を目当てに議員になり、その高報酬がうまみとなり、北九州市をいい町にすることよりも、選挙で落ちないように、本当に進めていくべき厳しい改革を先延ばしにしてしまう人間心理の可能性を少しでも減らすことにより、より活発な議会にしていくこと。3つ目は、議員報酬削減によって生まれた財源を北九州市の住民サービスの向上に少しでも役立てていきたいということなどから、適正な議員報酬削減はすべきと考えています。

日本維新の会会派は、議員報酬削減の削減率に関して、他都市の人口規模や市議会議員の報酬額を参考に、まずは15%削減が適正ではないかと提案させていただきました。日本維新の会会派として3,000人以上から回収したアンケートでは、議員報酬の金額について、およそ60%近くの市民が、800万円から1,000万円が適正だと答えました。このアンケートは、市政活動の一環で独自に行ったアンケートではありますが、貴重な民意として受け止めています。

市議会は、民意の反映をする場所です。今後、北九州市民に意見を聞き、8%削減が適正なのか、もっと報酬を下げていくべきなのかどうか、市民に対し公式に調査し、民意を参考にする必要があるのではないかと考えています。

改めてになりますが、日本一高い議員報酬をもらいながら、北九州市民にだけ財政難の負担を負わせることはできない。北九州市をもっと活気ある町にしていくためにも、まずは議員自らが報酬を削り、市長、市職員、北九州市民、市議会議員が一丸となって、問題解決に本気で立ち向かっていきたいと考えています。よって、議員報酬削減に賛成いたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

議員提出議案第17号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21 議員提出議案第18号から、日程第32 議員提出議案第29号までの12件を一

括して議題といたします。

まず、議員提出議案第18号から20号までの3件について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）ただいま議題となりました議員提出議案第18号から20号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第18号、少人数学級の推進、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に係る意見書について申し上げます。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置等、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府に対し、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、少人数学級の推進、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充などを要請するものです。

次に、第19号、聴覚補助機器等の積極的な活用の支援を求める意見書について申し上げます。

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増えています。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また、難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後、社会的に孤立する可能性も懸念されます。

よって、政府に対し、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、補聴器を積極的に活用する環境を整えること、行政等の公的窓口に聴覚補助機器等の配置を推進することなどを要請するものです。

次に、第20号、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書について申し上げます。

現在、情報通信技術の進歩とそれに伴う様々なサービスの拡大により、インターネット上には膨大な情報やデータが流通していますが、その中には事実と異なる偽情報や誤情報が流されることもあります。特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであり、能登半島地震においても多くの偽情報が発信されました。発災直後に情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うためには、その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題であります。

よって、政府に対し、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築の積極的な推進を求めるために、正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること、気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援することなどを要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、議員提出議案第21号について、提案理由の説明を求めます。1番

吉村議員。

○1番（吉村太志君）ただいま議題となりました議員提出議案第21号、選挙運動を妨害する活動に対する法整備を求める意見書について申し上げます。

今般、つばさの党が衆議院議員補欠選挙における選挙活動を妨害するという事象が発生しました。選挙の際に候補者が街頭演説などで有権者に対し自分の政策や訴えを行うことを妨害する行為は、国民の権利である有権者が候補者の声を聞いて判断する権利を奪うという大変卑劣なものであり、選挙に対する冒とく以外の何物でもありません。悪質な選挙運動の妨害については直ちに中止させることができるよう、法整備が至急望まれるところです。

よって、国会及び政府に対し、こうした犯罪行為を厳重に取り締まるための法整備を行うよう要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、議員提出議案第22号及び24号について、提案理由の説明を求めます。19番 渡辺議員。

○19番（渡辺修一君）ただいま議題となりました議員提出議案第22号及び第24号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第22号、地域における「こども誰でも通園制度」の拡充等を求める意見書について申し上げます。

こども誰でも通園制度の制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度には、法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地でモデル事業が行われています。

よって、政府に対し、地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方、ライフスタイルの両立の推進のために、職員配置や整備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること、利用時間の在り方について検討することなどを要請するものです。

次に、第24号、下水道の維持管理・更新におけるウォーターP P P導入に向けての丁寧な対応を求める意見書について申し上げます。

地方公共団体が整備や維持管理を進めてきた下水道は、1990年代に建設されたものが多く、2025年頃から大量に更新時期を迎えることが予想されます。

政府は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指して、同事業及び官民連携方式とを併せたウォーターP P Pを導入することとしました。さらには、政府は、污水管の改築に関わる国費支援に関して、ウォーターP P P導入を決定済みであることを要件化することとしました。

よって、政府に対し、地方公共団体が民間との連携の下で安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、この要件化に関する政府の方針について、地方公共団体の取組

状況に応じて弾力的な対応を検討するよう要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、議員提出議案第23号及び25号について、提案理由の説明を求めます。39番 小宮議員。

○39番（小宮けい子君）ただいま議題となりました議員提出議案第23号及び第25号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第23号、地方財政の充実・強化に関する意見書について申し上げます。

今、地方公共団体には極めて多岐にわたる役割が求められていますが、これらに対する地方財政について、増大する行政需要、また、不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

よって、政府に対して、2025年度政府予算と地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するために、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、より積極的な地方財政の確保拡充を図ることなどを政府に要請するものです。

次に、第25号、香害による健康被害の実態調査と実効性のある施策の推進を求める意見書について申し上げます。

近年、家庭で使用する柔軟仕上げ剤等に含まれる揮発性有機化合物等が一因と考えられる化学物質過敏症の症状により、頭痛、目まい、胃腸の不調、呼吸障害等の症状により、通勤通学や買物といった日常生活が困難になるなど、深刻な影響を訴える人が増えています。この問題の根幹は、揮発性有機化合物等を含んだ柔軟仕上げ剤等が、香りや抗菌という付加価値のある日用品として大量に消費されているながら、その成分が与える健康被害の実態解明や原因究明が進んでいない点にあります。

よって、政府に対し、香害についての実効性のある施策と安全性確保のための施策の推進を迅速に行うために、香害による健康被害について実態調査を行い、解明に取り組むこと、柔軟仕上げ剤等を家庭用品品質表示法の指定品目として、香料の成分表示を義務づけることなどを要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、議員提出議案第26号から29号までの4件について、提案理由の説明を求めます。41番 出口議員。

○41番（出口成信君）ただいま議題となりました議員提出議案第26号から第29号までの4件について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第26号、地方自治法改正法案に係る国の補充的指示の慎重審議を求める意見書につい

てです。

政府は、地方自治法の改正案を閣議決定し、本年3月1日、通常国会に提出しました。この改正案では、大規模災害や感染症のまん延など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合、個別法に規定がなくても、国は地方公共団体に対し必要な指示を行うことができるの特例を設けることとしています。しかし、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態はどのような事態を想定しているのか、具体的に示されておらず、立法事実も明らかにされていません。これは、国と地方は対等、国の関与は必要最小限とし、地方公共団体の自主性、自立性に配慮したものでなければならないとする地方分権一括法で明確にされた考えに逆行するものであり、国への集権化を進め、地方分権、地方自治を後退させるおそれがあると言わざるを得ません。

よって、国会及び政府に対し、国の補充的指示を含む地方自治法の改正法案の審議を急ぐことなく、広く全国の地方自治体関係者の声を聞きながら、丁寧で慎重な議論を尽くされるよう強く要請するものです。

次に、第27号、裏金事件の真相解明と政治資金規正法の抜本改正を求める意見書についてです。

自由民主党派閥の裏金問題を受けて、企業、団体から流れ込んだ巨額の献金が政治をゆがめてきたことがクローズアップされています。パーティー券購入は、圧倒的に企業、団体によるもので、その利益率は8から9割に及んでおり、形を変えた企業・団体献金にほかなりません。

1999年の政治資金規正法改正では、資金管理団体への企業・団体献金を禁止するのみで、パーティー券の購入が大穴として残されました。国民の政治への信頼を回復するためには、パーティー券購入を含め、企業・団体献金を禁止すべきです。

よって、国会及び政府に対し、裏金事件の真相解明と政治資金規正法の抜本改正を行うことを強く要請するものです。

次に、第28号、共同親権導入の撤回を求める意見書についてです。

離婚後も父母の双方が親権を持つ共同親権を導入する改正民法が、5月17日、参議院本会議で可決成立しました。改正法では、離婚後は父母の一方のみが単独の親権を持つとしてきた規定を変更し、共同親権を選択することを可能としています。配偶者や子供へのDV、ドメスティックバイオレンス、虐待のおそれがあれば必ず単独親権とすることも決めています。意見が対立した場合は、家庭裁判所が子供の利益に基づき、共同親権か単独親権か決めることとしています。

父母の合意がない共同親権は、別居親による干渉や支配が継続する手段となるなどの指摘もあります。弁護士会からも、医療、教育、福祉、司法など、子の生活に関わるあらゆる現場に混乱をもたらす、子の意見表明権が明記されていないなどの意見が出され、日本小児科学会

は、子供に医療が必要な場面で適時に両親の同意を得られず、子の利益が侵害されるおそれがあるとの声明を出しています。また、改正法は、親権を失っている親たちによる共同親権への変更申立ても予想され、元配偶者との関係が強制的に再開されるとの指摘もあり、子供の立場が不安定になることが避けられません。

よって、国会及び政府に対し、共同親権制度の導入を撤回するよう強く要請するものです。最後に、第29号、大阪・関西万博の中止を求める意見書についてです。

2025年に開催が予定されている大阪・関西万博は、会場建設費が当初の2倍近く、2,350億円となり、直近の世論調査で、会場建設費増額による国民負担増について、納得できない、開催も不要だ、が7割近くと、国民の中で万博開催反対の声が高まっています。また、会場予定地のメタンガスによる爆発火災事故は、安全性にも疑問が投げかけられています。

万博開催後の夢洲は、カジノを中核とした統合型リゾートIRの予定地となっており、公費投入によるインフラ整備は、ギャンブル依存症の拡大、生活破壊、治安の悪化が強く懸念されます。

よって、政府に対し、カジノ誘致と一体の大阪・関西万博を中止することを強く要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君） 質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案12件については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。

まず、議員提出議案第18号から20号までの3件について、一括採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第21号から23号までの3件について、一括採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第24号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第25号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第26号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第27号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第28号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第29号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第33 請願・陳情の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、請願及び陳情の閉会中継続審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のあった請願13件及び陳情156件については、いずれも閉会中継続審査を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第34 所管事務の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、所管事務の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のとおり、閉会中継続調査を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第35 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元配付の議員派遣一覧表のとおり、6件の議員派遣を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第36 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、30番 世良議員、50番 有田議員を指名いたします。

以上で議事は終了いたしました。

これをもちまして令和6年6月北九州市議会定例会を閉会いたします。

午後0時29分閉会

委員会報告書(写)

(議案)

令和6年6月定例会

総務財政委員会

議案番号	件名	結果
第70号	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	承認
第71号	北九州市市税条例の一部改正について	可決
第82号	令和6年度北九州市一般会計補正予算(第1号)のうち所管分	可決
第83号	令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算(第1号)	可決
第84号	令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算(第1号)のうち所管分	可決

経済港湾委員会

議案番号	件名	結果
第79号	市有地の処分について	可決
第82号	令和6年度北九州市一般会計補正予算(第1号)のうち所管分	可決
第84号	令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算(第1号)のうち所管分	可決

教育文化委員会

議案番号	件名	結果
第82号	令和6年度北九州市一般会計補正予算(第1号)のうち所管分	可決
第84号	令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算(第1号)のうち所管分	可決

保健福祉委員会

議案番号	件名	結果
第72号	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決
第73号	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	可決
第74号	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	可決
第75号	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について	可決
第82号	令和6年度北九州市一般会計補正予算(第1号)のうち所管分	可決

環境水道委員会

議案番号	件名	結果
第77号	北九州市火災予防条例の一部改正について	可決
第78号	北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	可決
第81号	水道工事の一時中止等に伴う増加費用に関する和解について	可決

建設建築委員会

議案番号	件名	結果
第76号	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	可決
第80号	市道路線の認定、変更及び廃止について	可決
第82号	令和6年度北九州市一般会計補正予算（第1号）のうち所管分	可決

委員会報告書(写)

(陳 情)

令和6年6月定例会

総務財政委員会

不採択とすべきもの

陳情番号	件 名	委員会での 議 決 月 日
第192号	高潮災害危険区域（3m～5m未満）に建つ複合公共施設に新しい門司区役所を入れないで下さい	6月13日

建設建築委員会

不採択とすべきもの

陳情番号	件 名	委員会での 議 決 月 日
第187号	令和の北九州市が「世界遺産を潰した街」と呼ばれないようにすることについて	6月13日

閉会中継続審査申出書(写)

(請 願)

令和6年6月定例会

総務財政委員会

請願番号	件 名
第4号	沖縄戦戦没者の遺骨の残る土砂を辺野古新基地建設の埋立てに使用しないことを求める意見書の提出についてのうち第1項
第5号	日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について
第13号	国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求めることについて

教育文化委員会

請願番号	件 名
第1号	埋蔵文化財センター移転事業に関する事前評価2の結果の再検討について
第8号	小・中学校全学年での20人以下学級の実現等について
第9号	小・中学校で、全ての学年を20人以下学級とし、子供たちに「ゆきとどいた教育」を求めることについて
第14号	小・中学校で、全ての学年を20人以下学級とし、子供たちに「ゆきとどいた教育」を求めることについて
第15号	2024年度予算案における朝鮮学園助成金の削減について

保健福祉委員会

請願番号	件 名
第2号	(仮称) 高齢者福祉乗車券助成事業の実施について
第3号	年金の毎月支給を求める意見書の提出について

建設建築委員会

請願番号	件 名
第7号	市営住宅仲通り団地擁壁改修工事の履行について
第10号	高齢者の移動手段の確保について

議会運営委員会

請願番号	件 名
第11号	旧統一教会不関与確認決議に対する懸念への誠実な対処を求めることについて

閉会中継続審査申出書(写)

(陳 情)

令和6年6月定例会

総務財政委員会

陳情番号	件 名
第3号	自衛隊の医療部隊を増強する意見書の提出について
第4号	公衆電話の設置基準に関する意見書の提出について
第25号	辺野古基地建設のために沖縄戦犠牲者の遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取中止を求める意見書の提出について
第26号	日米地位協定の改定を求める意見書の提出について
第27号	時の政権が天皇を利用して政策を遂行させないことを求める請願について
第28号	憲法9条を誠実、厳格に守り抜くことを求める請願について
第38号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外、国外移転について、国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択について
第43号	特別定額給付金の再度実施を求める意見書の提出について
第48号	核兵器禁止条約への署名と批准及び締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
第49号	核兵器禁止条約への署名と批准及び締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
第53号	核兵器禁止条約への署名と批准及び締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
第54号	核兵器禁止条約への署名と批准及び締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
第57号	核兵器禁止条約への署名と批准及び締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
第70号	対外的情報省の設立を求める意見書の提出について
第87号	沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国へ要請することについて
第91号	沖縄を捨て石にしない安全保障政策を求める意見書の提出について
第94号	対外的情報省の設立の意見書の提出について
第97号	女性トイレの維持及びその安心安全の確保について
第98号	人口減少対策について
第113号	カルト宗教と政治家との関係について
第120号	マスク着用での不利益について
第123号	個人情報保護条例改正に当たっての地方自治に関する陳情について
第127号	マスク不要時におけるマスク着用について
第128号	普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について

総務財政委員会（続き）

陳情番号	件名
第133号	市民センターにおける政治活動について
第135号	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情について
第159号	半日制全寮制高等専門学校（仮）の開設推進について
第160号	米軍基地負担に関する意見書の提出を求めることについて
第181号	対外的情報省と横田基地についての意見書の提出について

経済港湾委員会

陳情番号	件名
第88号	女性トイレの維持及びその安心安全の確保について
第90号	国民の祝日海の日を7月20日に固定化する意見書の提出について
第130号	経済への柔軟な対応と心を豊かにするための市民農園の開設について

教育文化委員会

陳情番号	件名
第6号	無線LANとタブレットの導入における児童生徒への電磁波対策について
第9号	通年型アイススケート場の建設について
第15号	邪馬台国時代のクニの歴史を学び、語り継ぐ、県史跡にふさわしい方形周溝墓の史跡整備について
第16号	埋蔵文化財センター移転事業の白紙撤回を含めた事業評価2の再検討について
第29号	北九州市立学校における国旗の適切な掲揚及び教師への国旗教育について
第39号	児童相談所での児童の環境改善について
第56号	城野遺跡出土の幼児用箱式石棺の国・県の重要文化財指定を目指すこと、及び埋蔵文化財センターの在り方を検討する会の設置について
第63号	学校給食における国産小麦の使用について
第65号	埋蔵文化財センター移転事業・基本設計が、八幡市民会館の歴史的・文化的価値の保存に値するものであるかの再検討について
第71号	表現規制に反対する意見書の提出について
第100号	門司弓道場の存続について
第102号	物価高騰による教育費負担の増大を軽減するため、経費高騰の補填にとどまらず給食費の無償化を視野に入れる施策と、少人数学級の実現による、子供たちの学ぶ権利の保障について
第103号	物価高騰による教育費負担の増大を軽減するよう就学援助の拡充と、経費高騰の補填にとどまらず給食費の無償化を視野に入れる施策による、子供たちの学ぶ権利の保障について
第114号	中央図書館とは別に小倉北区内に図書館を設置することについて

教育文化委員会（続き）

陳情番号	件名
第118号	学校や園生活において、マスク着用や黙食などの感染予防対策を続けることによる、子供たちの心身の弊害などデメリットへの対策について
第142号	学校や園でマスクを外した子供、保護者、職員に対して、偏見を持たないための正しい情報の周知について
第153号	星ヶ丘小学校における、ムスリム（イスラム教徒）児童・生徒への禁忌食材除去食提供の実施について
第157号	北九州市立広徳中学校に自閉・情緒特別支援学級の新設希望について
第165号	市立図書館の資料費改善について
第167号	北九州市立埋蔵文化財センターの早急な展示内容の充実と設備改善を求める陳情について
第178号	初代門司港駅跡関連遺構の保存について

保健福祉委員会

陳情番号	件名
第7号	精神障害者保健福祉手帳の不正取得者への厳格な対応について
第11号	生活保護の扶養照会をやめることを求める陳情について
第13号	放課後児童クラブのモデルケースの見直しについて
第18号	新型コロナウイルスワクチン接種の自由の保障について
第23号	保健所の感染症に対する機能強化を求める意見書の提出について
第24号	別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備を求める意見書の提出について
第30号	75歳以上医療費の窓口負担2割化の中止を求める意見書の提出について
第31号	保健福祉局の事務のスピードアップと能率化について
第35号	生活保護の扶養照会書等の見直しについて
第37号	パンデミックにおいて潜在看護師の活用を求める意見書の提出について
第40号	児童相談所での児童の環境改善について
第42号	公的感染症専門病院の設立を求める意見書の提出について
第51号	65歳以上の住民税非課税世帯に対するエアコン設置費用等の補助制度創設について
第58号	災害発生時の安定的な医療体制について
第61号	12歳～18歳の新型コロナワクチン接種後の健康状態に関するアンケート調査の実施等について
第64号	総合療育センターの充実について
第66号	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について
第67号	灯油高騰に対応した低所得世帯への灯油購入費助成の実施について
第77号	補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書の提出について

保健福祉委員会（続き）

陳情番号	件名
第83号	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の制度周知と、申請の促進について
第85号	山口県岩国児童相談所の不作為による要保護児童の自殺に関する意見書の提出について
第89号	保育所等の職員配置・面積の最低基準と職員の処遇の抜本的な改善に関する意見書の提出について
第92号	加齢性難聴者の補聴器購入への公的助成制度の創設について
第93号	加齢性難聴者の補聴器購入への公的助成制度の創設について
第99号	市の施設や役所、学校、園でのマスク着用の案内について
第101号	生活保護受給者の受診に個人番号カードが義務づけられるかのような説明の是正について
第111号	潜在看護師の活用を求める意見書の提出について
第116号	化学物質過敏症の実態調査、さらなる香害啓発及び専用相談窓口の設置について
第119号	学校や園生活において、マスク着用や黙食などの感染予防対策を続けることによる、子供たちの心身の弊害などデメリットへの対策について
第124号	引き下げた生活保護基準をすぐ元に戻し、物価高騰に見合う基準引上げを求める意見書の提出について
第125号	新型コロナワクチンの副反応について
第126号	北九州市による化学物質過敏症に関する取組について
第129号	厚生年金未加入の就労者の国民年金保険料の負担軽減について
第131号	国民年金基金の拡充について
第132号	国民年金免除対象者対策について
第139号	子供の歯科矯正における保険適用の拡大について
第140号	市で発生している超過死亡の異常な激増に対する早急な分析と対策について
第143号	学校や園でマスクを外した子供、保護者、職員に対して、偏見を持たないための正しい情報の周知について
第144号	生活保護の自立更生費の制度の周知徹底と積極的な活用について
第156号	重度障害者タクシー利用券を使いやすい制度にするための改善について
第158号	新型コロナワクチン接種後の中長期副反応で日常生活に支障を来している方への救済措置について
第164号	健康保険証の存続を求める意見書の提出について
第168号	災害や転居により生活保護の一時扶助・自立更生費を利用する際等の「見積書2通提出」の見直し、改善を求める陳情について
第171号	18歳までの医療費を全額助成対象とすることに関する陳情について
第172号	潜在看護師を活用する意見書の提出について
第173号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について
第174号	生活保護の実施等に関する陳情審査における当局答弁の曖昧さの改善を求める陳情について

保健福祉委員会（続き）

陳情番号	件名
第179号	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に関する陳情について
第186号	生活保護の通院移送費給付の改善について
第188号	現行の健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める陳情について
第190号	生活保護利用者及び低所得者へのエアコン設置・修理費、電気代助成等を求める陳情について
第196号	職場の電磁波環境対策について

環境水道委員会

陳情番号	件名
第32号	市内における温室効果ガス削減のためのISO14001s及びエコアクションの導入検討について
第150号	城野ゼロ・カーボン先進街区における集合建築物の火災予防条例違反施工の解明について
第166号	救急車のない消防詰所での消防と救急をこなす消救車の導入等について
第191号	生活保護利用者の下水道使用料、し尿処理手数料の経過措置について

建設建築委員会

陳情番号	件名
第8号	住宅のすぐ近くに設置された巨大広告塔の安全審査の方法等について
第10号	宗教法人神慈秀明会集会施設の建設中止について
第12号	市街化区域から市街化調整区域への区分見直しの白紙撤回について
第17号	市街化区域から市街化調整区域への見直しの撤回について
第36号	区域区分見直しの基本方針の白紙撤回について
第60号	市議会本会議における市の虚偽答弁についての経緯説明並びに陳謝について
第68号	区域区分見直しの撤回について
第69号	区域区分見直しの撤回について
第72号	戸畑区の市街化調整区域白紙撤回について
第76号	市街化調整区域への見直し案について
第78号	市街化区域から市街化調整区域への区分見直しの撤回について
第79号	市街化区域から市街化調整区域への区分見直しの撤回について
第80号	区域区分見直しの撤回について
第81号	市街化区域から市街化調整区域への見直しの撤回について
第82号	区域区分見直しの撤回について
第96号	旧クロサキメイトビル跡の一日も早い再生について

建設建築委員会（続き）

陳情番号	件名
第104号	区域区分見直しの目的達成のための居住調整地域の検討について
第105号	居住調整地域の活用の可否、メリットについて
第106号	市街化区域から市街化調整区域への見直しの失政に対する市長の陳謝等について
第112号	J R 西小倉駅北口の放置自転車対策について
第115号	北九州市自転車の放置の防止に関する条例の改正について
第117号	上藤松 6 号線の狭あい道路と北九州市の土地行政の諸問題について
第122号	国の防災移転事業の速やかな着手について
第134号	J R 北海道の国有化を求める意見書の提出について
第136号	都市計画道路（新町井ノ浦線）の早期建設について
第141号	ジャイアントパンダの誘致、飼育について
第145号	「北九州市立地適正化計画の見直しについて」の防災上の課題と防災事業及び見直しスケジュールについて
第146号	逆線引き事業（市街化区域から市街化調整区域への区分見直し）の撤回または中断について
第147号	区域区分見直しに係る都市計画手続きの中止及び再審議についてのうち第 4 項
第149号	城野ゼロ・カーボン先進街区における集合建築物の計画適合性の解明について
第154号	門司区役所など、高潮・津波災害想定地域への移転計画の見直しについて
第155号	行財政改革における、課題の全事業の洗い出しに基づく門司港地域複合公共施設整備事業の見直しについて
第161号	まさに盗人に追い銭、区域区分見直し候補地修正案の撤回・破棄、及び都市計画行政の改革について
第162号	ミスリードと目的違いの区域区分見直しの即時白紙撤回について
第163号	北九州市立地適正化計画（改定素案）の市民意見公募と公聴会のやり直しについて
第169号	区域区分の見直しにかかる都市計画原案の縦覧のやり直しについて
第170号	区域区分についての見直し候補地修正案（第 2 版）に関する地権者の同意についての法的見解について
第177号	初代門司港駅跡関連遺構の保存について
第180号	門司港鉄道遺構の経済効果調査並びに市民意見の再聴取について
第182号	区域区分の見直しに係る都市計画原案の縦覧に際して出された市民意見の議会等報告と市ホームページへの掲載について
第189号	日本化薬折尾工場跡地の用途変更申請並びに開発許可手続についての陳情
第193号	旧門司駅跡遺構の各区説明会の開催について
第194号	都市計画原案と都市計画案に対する住民意見及びそれに対する市の見解・対応についての市ホームページ上での公表について
第195号	若松の貴重種の森と北九州市の現存の自然林の絶対的保全について

議会運営委員会

陳情番号	件名
第55号	市街化区域から市街化調整区域への見直しについての特別委員会の設置について
第148号	請願・陳情に対する取り扱いの改善について
第184号	市議会に旧門司港駅鉄道遺構の保存に関する特別委員会を新設することについて

閉会中継続調査申出書(写)

令和6年6月定例会

委員会名	件名
総務財政委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行財政改革のさらなる推進について ○ 人口増加対策について
経済港湾委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域経済の活性化とにぎわいづくりについて ○ 港湾機能（洋上風力発電事業を含む）の強化について ○ 公営競技における一般財源及び地域への貢献について
教育文化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質の高い教育環境の整備について ○ 観光・文化・スポーツの振興による都市ブランドの向上について
保健福祉委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス等感染症への対応について ○ いきいき長寿プランについて ○ 子育てしたいまちづくりについて
環境水道委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防火防災活動と災害に強いまちづくりについて ○ SDGs 未来都市にふさわしい環境政策の推進について
建設建築委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 魅力的なまちづくりについて ○ 防災・減災対策について ○ 交通政策について
議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定例会及び臨時会の会期日程について ○ 議会の運営について ○ 議会の会議規則、委員会条例等について ○ 議長の諮問について

議員派遣一覧表（令和6年6月定例会）

派遣議員(団体名等)	目 的	場 所	期 間
教育文化委員会 永井佑、森結実子、宮崎吉輝、 中村義雄、中島隆治、木下幸子、 大久保無我、藤沢加代、有田絵里、 大石仁人	義務教育学校の取組、 アドベンチャートラベルの取組、プロスポネ ットSAPPOROの 取組、及び市立学校に おける国際バカロレア 教育の取組に関する調 査研究	北海道勇払郡安平 町、札幌市	令和6年7月 2日～4日
環境水道委員会 富士川厚子、河田圭一郎、 吉村太志、田仲常郎、井上秀作、 本田忠弘、森本由美、出口成信、 松尾和也	事業系ごみの減量化に 向けた取組、生物多様 性の保全への取組、災 害時における自助・共 助を促進する取組、及 び食品廃棄物のリサイ クル推進に関する調査 研究	名古屋市、横浜市	令和6年7月 8日～10日
建設建築委員会 泉日出夫、山内涼成、中島慎一、 渡辺均、西田一、松岡裕一郎、 木畑広宣、浜口恒博、三原朝利	姫路駅前再開発の取 組、空き家対策の取組、 防草対策の取組、及び ハレまち通り歩いて楽 しい道路空間創出事業 の取組に関する調査研 究	兵庫県姫路市、神戸 市、岡山市	令和6年7月 8日～10日
総務財政委員会 佐藤栄作、三宅まゆみ、村上幸一、 戸町武弘、成重正文、岡本義之、 大石正信、篠原研治、井上純子、 村上さとこ	公民連携の取組、メタ バースを活用した取 組、及び行財政改革の 取組に関する調査研究	名古屋市、静岡県、 堺市	令和6年7月 10日～12日
保健福祉委員会 村上直樹、小宮けい子、日野雄二、 鷹木研一郎、金子秀一、 山本眞智子、白石一裕、伊藤淳一、 荒川徹、井上しんご	認知症サポーター活 動、在宅介護総合特区、 新型コロナワクチン接 種による後遺症等の対 応、フレイル予防、子 育て家庭支援、及びこ ども誰でも通園制度に 関する調査研究	岡山市、名古屋市、 横浜市	令和6年7月 10日～12日
議会運営委員会 中村義雄、木畑広宣、吉村太志、 日野雄二、渡辺修一、小宮けい子、 泉日出夫、山内涼成	議会運営に関する調査 研究	埼玉県日高市、栃木 県宇都宮市、埼玉県 上尾市	令和6年7月 29日～31日

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 田 仲 常 郎

副 議 長 本 田 忠 弘

議 員 世 良 俊 明

議 員 有 田 絵 里